


国・地方公共団体の財務書類作成基準と
独立行政法人会計基準の相違点等の調査研究

—報告書—

平成 20 年 3 月

 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd.

目 次

第 1 章 調査研究の背景・目的、調査研究の手法

第 2 章 調査研究の手法

第 3 章 国と地方公共団体の会計基準の比較

第 4 章 独立行政法人と地方独立行政法人の会計基準の比較

第 5 章 詳細検討資料 比較表（国と地方公共団体、独立行政法人と地方独立行政法人）

第1章 調査研究の背景・目的

国においては、「省庁別財務書類の作成基準」を定め、それを連結することにより「国の財務書類」を作成しており、地方公共団体においても、「地方公共団体財務書類作成に係る二つの作成モデル」を定め、「連結バランスシート」等の作成について積極的に取り組んでいるところである。

一方、独立行政法人及び地方独立行政法人会計基準を定め、企業会計と同様に発生主義の考え方及び複式簿記を導入し、貸借対照表や損益計算書などの財務情報を体系的に作成している。

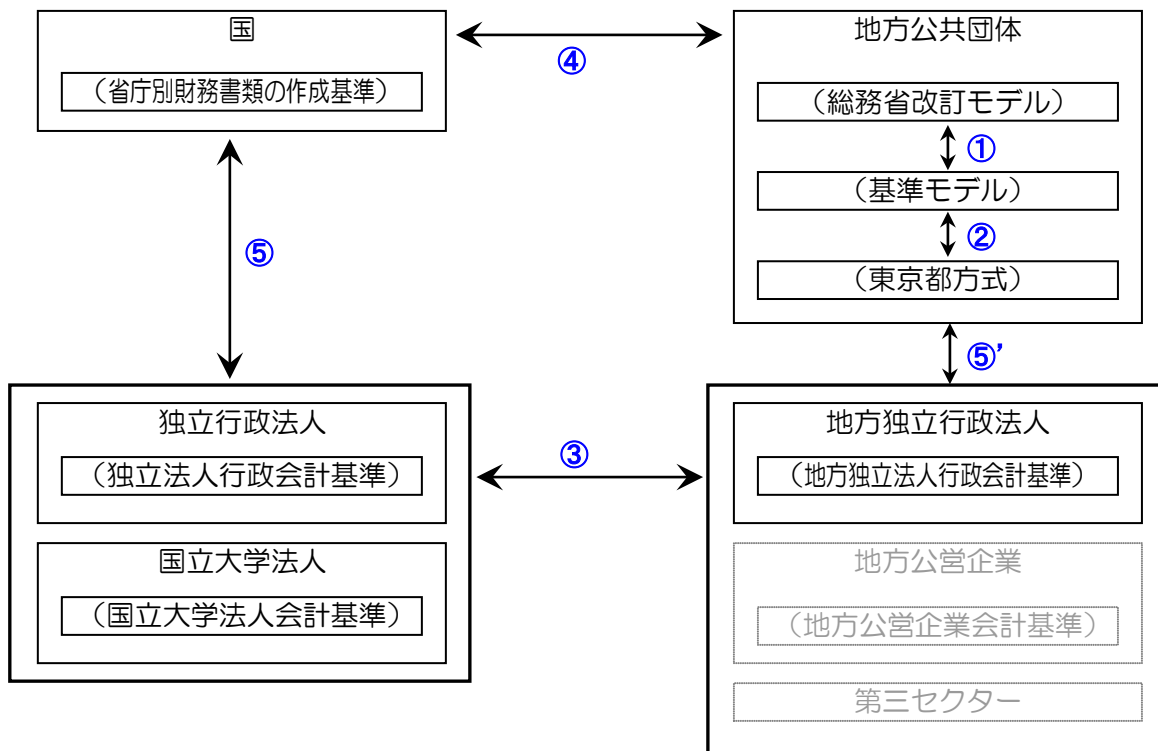
国及び地方公共団体においては、各々、独立行政法人及び地方独立行政法人を連結した財務書類を作成することとしており、連結をするに当たっては、それぞれの基準間において、会計処理等の調整を図っていくことが重要であると考えられる。

本調査研究は、それぞれの会計基準等の相違点等を明らかにし、今後の公会計分野における会計基準の統一をも視野に入れ、その発展に資することを目的とするものである。

第2章 調査研究の手法

本調査研究を進める際の全体像は以下の通りである。

図表 調査研究全体のイメージ図



独立行政法人と地方独立行政法人の会計基準の比較検討 (③) の結果、地方独立行政法人 (40 法人) のうち、33 法人は公立大学法人であることから、地方独立行政法人では、公立大学法人を意識した会計基準の変更が行われているが、その他の項目においては、共通点が多いことが改めて明らかになった。

そこで、今後、公会計分野における会計基準の統一を検討するにあたり、【1】引き続き「国」と「地方公共団体」の会計基準の比較検討の精査 (①②④) を進めるとともに、【2】独立行政法人については、「国」と「独立行政法人」の連結会計基準の再検討 (⑤) を行い、加えて同連結会計基準の「地方公共団体」と「地方独立行政法人」の連結会計基準への援用 (⑤') について検討することが有意義ではないかと思料。次項は、調査プロセスの詳細である。

第3章 国と地方公共団体の会計基準の比較

地方公共団体の間での会計基準の統一化に向けた論点を抽出するため、基準モデルを比較の軸として、地方公共団体に対するインタビュー等を通じて、①「基準モデル」と「総務省改訂モデル」の比較、②「基準モデル」と「東京都方式」の比較を実施し、地方公共団体の会計基準の間での相違点等を含めた以下の論点を抽出した。

図表 地方公共団体の会計基準の間での相違点等

- (1) 採用モデル
- (2) モデル間の相違点
 - ①資産の表示・分類
 - ②資産の評価方法（開始時評価／継続時評価）
 - ③固定資産の範囲
 - ④台帳整備
 - ⑤減価償却基準
- (3) 負債（貸倒引当金）
- (4) 行政コスト計算書
- (5) 連結
 - ①連結の対象
 - ②連結の方法
- (6) 事業別、執行機関別財務諸表の作成
- (7) 財務諸表の活用
- (8) 財務諸表を作成したことによる効果について

(1) 採用モデル

- ・ 検討の主な論点は、固定資産の評価と財務会計システムの導入可能性である。基準モデルの方が、各自治体の財政状況を住民にきちんと説明することができるため、当初から基準モデルを採用することが望ましいと思うが、時間及び費用の制約から、まずは改訂モデルを採用することとした。 宮城県
- ・ 基準モデルの場合、固定資産情報の整備や公正価値による評価が必要であり、かなりの労力がかかる。また、他の自治体と比較した浜松市の立ち位置を明確にするため、共通的な会計基準を採用したいと考え、まずは改訂モデルを採用することを決定した。 浜松市
- ・ 多摩 26 市の会計担当課長と財政担当課長会が立ち上げた「公会計制度に係る研究会」において、採用モデル（基準モデル、改訂モデル、東京都方式）の検討を行っているため、同検討会の提言を踏まえて、検討を開始する予定である。 武蔵野市
- ・ 複式簿記・発生主義に対応した財務会計システムを導入し（＝基準モデルを導入し得るシステム）、改訂モデルの財務諸表を作成する。 臼杵市
- ・ 他自治体に先駆けて、連結バランスシートや連結行政コスト計算書を作成していたこと等から、基準モデルの実証実験を実施することとなった。ただ、比較可能性を重視した場合、倉敷市も改訂モデルで財務諸表を作成するかもしれない。 倉敷市

(2) モデル間の相違点

①資産の表示・分類

<会計基準>

基準モデル	改訂モデル	東京都方式
・形態別	・目的別	・形態別

<ヒアリング等結果>

- ・ 形態別は、地方自治法に基づく財産の分類方法であり、企業会計基準や国際公会計基準においても形態別が採用されているため、採用している。 東京都
- ・ 目的別を採用することで、市民へ分かり易い情報提供が可能になっている。 臼杵市、宮城県

②資産の評価方法（開始時評価／継続時評価）

<会計基準 1>

	基準モデル	改訂モデル	東京都方式
開始時評価	・再調達価額・売却時価評価	・売却可能資産は時価評価	・原則として取得原価により評価
継続作成時	・発生主義的な財務会計データから固定資産情報を作成 ・その他、公正価値により評価	・売却可能資産以外は過去の建設事業費の積上げにより評価（段階的に固定資産情報を整備）	

<ヒアリング等結果>

- ・ 公有資産台帳など資産台帳の整備状況を調査し、資産別に現実可能な方法を用い、複数の方法により評価。土地は固定資産税評価額方式、建物は取得価額方式・保険金額方式、河川・水路等は事業費方式を採用。河川等については、工事の内容について、コンクリート造、鋼矢板の補強など耐用年数の異なるものがあり、更に、浚渫工事も多く存在することがわかったが、過去の事業内容を網羅することは時間的に困難であり、全事業費を含めている訳ではない。河川・水路等の整備は繰り返し行われるため、整備毎に再評価するのではなく、費用として計上する方法も考えられるのではないかと。 **倉敷市**
- ・ 簡便な方法で、全市町村で対応可能な方法を採用。土地は、固定資産税評価額の70%（実勢価額）、建物は総務省方式（建築価格から減価償却費を控除）を採用。 **浜松市**
- ・ 土地は、取得原価を採用。建物や重要物品については減価償却後の金額。 **東京都**
- ・ 貸借対照表では、資産形成とその財源の関係を明らかにするという目的から、原則として取得原価を採用。 **武蔵野市**

③固定資産の範囲

<会計基準>

基準モデル	改訂モデル	東京都方式
・全ての固定資産	・当初は建設事業費の範囲	・全ての固定資産

<ヒアリング等結果>

- ・ 基準に基づき、明らかに耐用年数が経過しているもの、金銭的な重要性が低いもの等は除外。 **倉敷市**
- ・ 河川について、一級河川等の国の保有資産は、資産に含まれない。一級河川の一部整備費は費用として計上。 **東京都**
- ・ 土地、建物のみを評価対象とした。 **浜松市**【参考①】

1：参考①に図表「公共資産情報の段階的整備」を掲載

- ・ 臼杵市の独自モデルでは、**県営事業負担金（県が行う道路工事への市の負担金）を無形資産として計上**していた。市が一部負担した道路工事により整備された道路は、数十年間、市民に利用されていくため、資産として計上した。ただし、臼杵市で県営事業負担金として計上した道路は、県の財務諸表においても資産として計上されているため、ダブルカウントになってしまう。 **臼杵市**

④台帳整備

<会計基準>

基準モデル	改訂モデル	東京都方式
・ 開始貸借対照表作成時に整備、その後継続更新	・ 段階的整備（売却可能資産、土地を優先）	・ 整備済

<ヒアリング等結果>

- ・ **土地は、現在データを整備中だが、複数年必要**と思われる。その他の台帳については、平成 20 年度に整備が完了する予定である。この台帳の整備状況の調査や台帳の作成は、管財課等と共同で取り組んだが、非常に労力を必要とした。 **倉敷市**
- ・ 少しでも中身が分かる貸借対照表を目指し、**以前から台帳方式を採用し、補完的に決算集計方式を採用**していた。 **岐阜県**
- ・ **売却可能資産（土地〔宅地及び雑種地〕、建物）の台帳を整備**した。その他の台帳については、今後、整備していく。 **浜松市**
- ・ **公有財産台帳、備品台帳は整備**しているが、道路・橋梁、事業負担金については、決算統計を活用している。 **武蔵野市**

⑤減価償却基準

<会計基準>

基準モデル	改訂モデル	東京都方式
・ インフラ資産の減価償却費は純資産変動計算書の資産減耗費	・ インフラ資産、事業資産に係らず行政コスト計算書に計上 ²	・ インフラ資産の一部は減価償却を行わず、更新時に費用とする取替法で運用 ³

2: 「新地方公会計制度研究会報告書」において、インフラ資産は、「資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益（キャッシュ・フロー）の流入が見込まれない非金融資産をいう。」とされている。したがって、インフラ資産については、その減価に対応して収益の発生が予定されておらず、その減価償却相当額を費用として認識せず直接資本減耗することとしたところである。（出典：「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A）

3: 個々の道路の更新サイクルは道路事情により様々であり、画一的な耐用年数の適用は実態に合わない。また、全体が繋がって一つの機能を果たしていることから、道路全体で1つの資産としてみなすべきであり、個々の資産を償却するという減価償却の手法に馴染まない。そこで、こうした資産については減価償却を行わず、新規に構築された場合を除き、更新経費は行政コスト計算書に費用として計上する、「取替法」を採用。（出典：東京都の新たな公会計制度解説書〔平成 19 年 12 月〕）

<ヒアリング等結果>

- ・ 原則として、財務省令に従ったが、**件数・種類が多く、その作業に時間を要した**。また、**名称のみでは判別できないもの（天体望遠鏡設備等）が多く存在**したため、材質や構造の確認作業にも時間を要した。 **倉敷市**
- ・ 道路・橋梁については、過去の事業執行における平均的な数値を参考に 30 年とした。理由としては、30 年で全ての道路に対して、道路改良がなされる等が挙げられる。また、建物・構築物及び備品・車両については、法人税法上の耐用年数を参考にして、利用可能期間を算定した。また、**事業負担金は、市に所有権がないことから通常の 7 割の期間で早期償却し、残存価額もゼロ**とした。 **武蔵野市**
- ・ 臼杵市の独自モデルでは、**道路・通信施設（インフラ資産）の施設の耐用年数経過後の残存価額を 50%**としていた。この基準を設定した際の考え方は、建物を建てる時、更地を宅地に行っているため、もし建物の耐用年数が経過し、価値がなくなったとしても、宅地を分譲し得ることから、耐用年数経過後の残存価額 50%を計上することとした。ただし、**総務省改訂モデルでは、減価償却後の残存価額は 0%のため、現在の臼杵市仕様のバランスシートから資産が 200～300 億円程度減少**することとなる。 **臼杵市**⁴【参考②】

(3) 負債（貸倒引当金）

<会計基準>

基準モデル	改訂モデル	東京都方式
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の債権に応じた合理的な基準により貸倒見積高を算定 ・ 合理的な基準が困難な場合、過去 3 年間の実績に基づく算定も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権全体又は同種の債権毎に、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等、合理的な基準により算定。 ・ 例えば、過去 5 年間の不納欠損額 ÷ (滞納繰越収入額 + 不納欠損額) の平均値 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の貸倒実績率等の合理的な基準を引当率とし、それを短期貸付金残高に乗じた額を基本 ・ 過去 3 年間の実績を基に算定

<ヒアリング等結果>

- ・ **年度毎に不能欠損金を算定し、年度末市税等未収金と掛け合わせる**ことで算定。 **武蔵野市**
- ・ **翌年度の滞納繰越調停額に「過去 3 年間の不能欠損額÷滞納繰越額」の平均」を乗じて算定**。 **浜松市**
- ・ **滞納額別のランク付けを行い算定**している。 **浜松市**

4：参考②に減価償却の考え方に関する図表を掲載

(4) 行政コスト計算書

<ヒアリング等結果>

- ・ 連結対象となる第三セクター（株式会社）の人員費も含めているが、そのような収益を上げることを目的とした団体と、収益を上げることを目的としない自治体の費用とを合算した数字にどういった意味合いを持たせられるか。 **倉敷市**
- ・ 災害復旧事業費の範囲は明確でないように感じる。臼杵市では、毎年定期的に台風が訪れ、災害の発生により、山林や農地の被害が大きく（斜面に開墾した農地の崩壊等）、農業や土木課の業績が一時的に悪化する。そのような一時的な業績悪化を防ぐため、例えば、定期的に災害復旧基金等を積んでおく方法は考えられないか。 **臼杵市**
- ・ 臼杵市の独自モデルでは、「部門」毎にコスト（人員費、物件費、繰出金等）を算出するとともに、「部門内の事業（目）」毎のコストも算出していた。事業毎のコストを算定する際、職員の人員費の按分が難しかった。按分の割合は、前年度の割合や、原課の資料を基に、財政課が決定しているが、細かい事業への按分は困難であった。 **臼杵市**

(5) 連結

①連結の対象

<会計基準>

基準モデル	改訂モデル	東京都方式
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体（普通会計、公営事業会計） ・ 地方公共団体が設立した地方独立行政法人 ・ 地方三公社 ・ 地方公共団体が加入している一部事務組合・広域連合 ・ 地方公共団体が出資している第三セクター等 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都の全会計（普通会計、特別会計及び公営企業会計） ・ 東京都監理団体及び地方独立行政法人

<ヒアリング等結果>

- ・ 出資比率が 25～50%の団体については、会計基準で連結の是非を明確に規定していないグレーゾーンであり、今後検討しなければならない。ただ、当面は引き続き 50%以上を連結の対象とする予定。 **宮城県**
- ・ 出資比率が 50%以下の団体も含めて連結対象としている。連結対象を選定する際、県からの職員派遣、財政的な支援等、実態面を把握する。 **岐阜県**
- ・ 出資比率 50%に関わらず、東京都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支援、人的支援を行っている団体のうち、全庁的な指導監督を行う必要がある団体を対象とする。 **東京都**

②連結の方法

基準モデル	改訂モデル	東京都方式
・相殺消去等により合算		・併記式

<ヒアリング等結果>

- ・ 公営企業の科目を県のバランスシートの科目に合わせて連結バランスシートを作成している。この作業は、公営企業を担当する原課が行っている。 宮城県
- ・ 連結対象となる団体から、連結財務諸表を作成するために必要な情報を提出してもらい、財政課の職員が、市の勘定科目に振り分ける作業を行っている。援助団体の中には、国際交流協会等の任意団体も含まれるため、例えば、人件費の算定方法や正確性にばらつきが生じることが想定される。しかし、市側で団体から提示された財務数値の内容まで精査することはしない。 武蔵野市
- ・ 連結対象団体の財務諸表を併記しており、相殺は行っていない。 東京都
- ・ 税収がメインの都と連結対象団体（特に収益の獲得を目的とする株式会社形態の第三セクター）とでは、取組み内容が異なるため、連結をすることで、逆に情報としての精度が下がるのではないかと考えている。 臼杵市

(6) 事業別、執行機関別財務諸表の作成

<ヒアリング等結果>

- ・ 事業別及び執行機関別の財務諸表は作成していない。 宮城県、武蔵野市
- ・ 事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書については、図書館事業をモデルとして試行的に作成した。今後は、政策評価等に活用すべく、さらに作成を進めていく予定。 浜松市
- ・ 複式簿記のシステム導入により、「部門」単位で財務諸表 4 表を活用できるようになる。「部門」「事業」単位で財務諸表 4 表を作成することで、財政課が市の資産を把握するだけでなく、各課が行政サービスを提供する際に、どのような資産を原資としているのかを考えられるようにしていきたい。 臼杵市
- ・ 予算体系にとらわれず、任意の事業の財務諸表を作成することが可能。 東京都

(7) 財務諸表の活用

<ヒアリング等結果>

- ・ 財務諸表の作成で手一杯であり、活用まで議論が至っていない。 倉敷市
- ・ 活用については課題である。現在は、市民への公表の意味合いが強い。今後は、市民に分かりやすい情報を提供するため、指標を開発する必要があると感じている。ただ、指

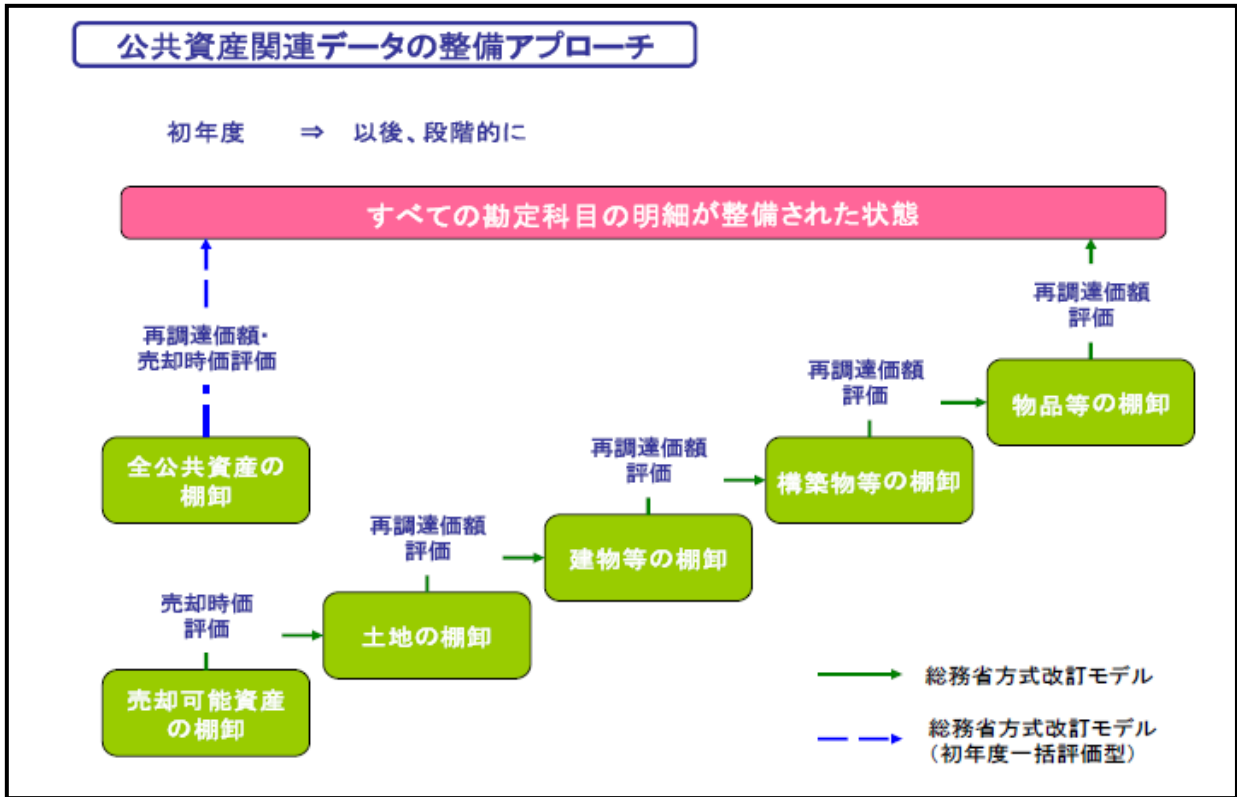
標を開発する際は、“何を分母とするか”が重要であると感じている。例えば、道路投資額の効率性を見るための分母は市民の数か、利用者か。 **浜松市**

- ・ 財務諸表の作成自体が目的化しないよう、行政評価への活用等、財務諸表作成の目的の明確化は必要であると感じている。 **宮城県、岐阜県**
- ・ 財務諸表を作成・公表することで、市民に活用され、役立っていると考えているが、財務諸表の活用方法については、まさに検討している段階である。 **武蔵野市**
- ・ 市長は、市職員に対して、『差益』の重要性を説明している。この『差益』とは、予算に係るバランスシートと予算執行に係るバランスシートを作成し、予算のバランスシートと執行のバランスシートを比較した際に生じる差額である。もし予算のバランスシートが 100 万円で執行のバランスシートが 80 万円であれば、20 万円分の『差益』が生じることになる。例えば、少ない人数でサービスを提供できるように努力した場合、臼杵市では、行政サービスのフルコストを算定しているため、その人的投入の削減努力も『差益』として金銭価値化できる。 **臼杵市**

(8) 財務諸表を作成したことによる効果について

- ・ まずは職員の資質が向上したことが挙げられる。以前は市民からかなりの苦情が寄せられていたが、現在では、軽減している。逆に、市民から感謝の言葉をかけられることも多くなった。市民の満足を得られる方向に好転していると考えている。 **臼杵市**

【参考①】 公共資産情報の段階的整備



(出典) 総務省 新地方公会計制度実務研究会「総務省改訂モデルに基づく財務書類作成要領」

【参考②】 臼杵市独自モデルの減価償却方法

建物・設備等（インフラ外資産）の場合 ①建物については耐用年数40年、耐用年数経過後の残存価額10%
 ②土地については取得価額を計上し、減価償却しません

【例】土地代:1億円 + 建物の工事費:1億円

総事業費2億円の学校を今年建設したとします。

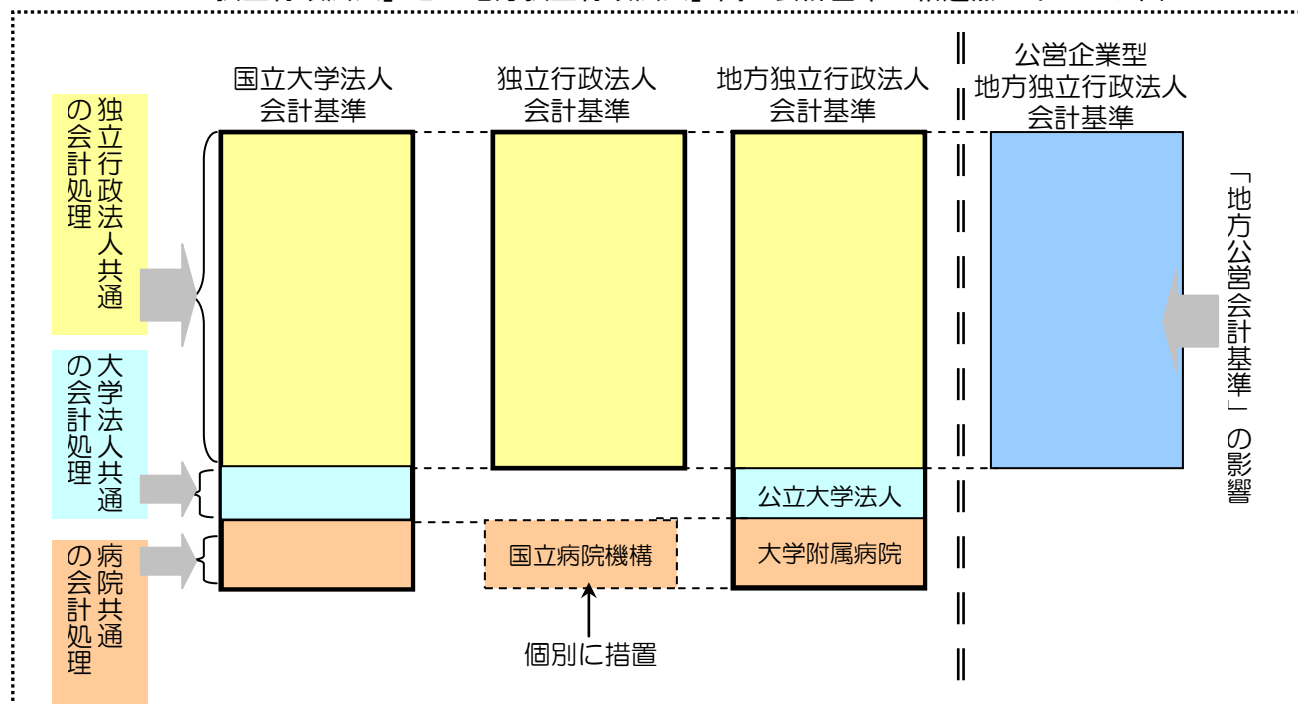
	平成17年度末の 資産残高	20年後 (平成37年)	40年後 (平成57年)	60年後 (平成77年)
建物分	1億円	5,500万円	1,000万円 ①	1,000万円 ②
土地分	1億円	1億円	1億円	1億円
合計	2億円	1億5,500万円	1億1,000万円	1億1,000万円

(出典) 臼杵市資料

第4章 独立行政法人と地方独立行政法人の会計基準の比較

「独立行政法人と地方独立行政法人」の会計基準の比較についても、「国と地方公共団体3方式」と同様に、会計基準の内容を同様の項目毎に整理し、会計基準間の詳細な比較を行った上で、会計基準間の相違点（将来の会計基準の統一化に向けての論点となる事項）を抽出する。「国と地方公共団体3方式」と同様、弊社は、「独立行政法人と地方独立行政法人」の会計基準について、既に暫定的な比較・分析を実施しており、現時点の「独立行政法人と地方独立行政法人」の会計基準間の相違点の全体像及び項目毎の相違点の素案は以下の通りである。（項目毎の詳細な比較・分析の結果は、別添2として添付している。）

「独立行政法人」と「地方独立行政法人」間の会計基準の相違点のイメージ図



- ✓ 独立行政法人と地方独立行政法人の会計基準の間には、共通点が多いが、地方独立行政法人（40法人）のうち、33法人は公立大学法人であることから、地方独立行政法人においては、公立大学法人を意識した会計基準の変更が行われている。
- ✓ そのため、本調査研究では、独立行政法人と地方独立行政法人の比較・検討において、国立大学法人会計基準も含めて検討することを提案する。（なお、別添2では国立大学法人会計基準の関連項目は、blankとしている。）

①資産

<会計基準>

資産・負債の配列法

独立行政法人会計基準は流動性配列法、地方独立行政法人会計基準及び公営企業型地方独立行政法人会計基準は固定性配列法をとる。両者の相違はどこに起因するのか、根本に立ち返って検討したうえで、統一の方向性を考える。

公立大学法人、公営企業型地方独立行政法人に固有の資産科目

公立大学法人に固有の流動性資産科目としての医薬品及び診療材料及び固定資産科目としての図書、美術品・収蔵品などの取扱い。公営企業型地方独立行政法人に固有の固定資産科目としての営業権などの取扱いである。

②負債

<会計基準>

退職給付引当金の計上

独立行政法人及び地方独立行政法人においては、退職給付の財源措置が運営費交付金により行われる場合には退職給付引当金を計上しないのに対して、公営企業型独立行政法人においては、独立採算制が前提とされるので、基本的に退職給付引当金は計上する。

公立大学法人、公営企業型地方独立行政法人に固有の負債科目

公立大学法人に固有の流動性負債科目としての授業料債務、前受受託研究費等、前受受託事業費等、固定負債科目としての長期前受受託研究費等、長期前受受託事業費等、などの取扱いである。

また、公営企業型地方独立行政法人に固有の流動負債科目としての運営費負担金債務、預り工事負担金等、固定負債科目としての長期預り工事負担金等、移行前地方債償還債務、などの取扱いである。

③フロー情報の扱い

<会計基準>

損益計算書の区分の相違

公営企業型地方独立行政法人のみ、営業損益計算を加えた三区分別である。

行政サービス実施コストの範囲

公営企業型地方独立行政法人は、将来的な料金回収予定があるものの、現時点で受益者により負担されていないものも含めている。

④費用

<会計基準>

費用の内訳項目

公営企業型独立行政法人では、営業損益計算区分を設けていることから、営業費用、営業外費用の概念を設定している。

⑤収益

<会計基準>

費用の内訳項目

公営企業型独立行政法人では、営業損益計算区分を設けているこら、営業収益、営業外収益の概念を設定している。

⑥収支別収支計算書（資金収支計算書）

<会計基準>

公立大学法人特有のキャッシュ・フローの扱い

受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載されるのに対して、公立大学法人では、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載している。

⑦独立行政法人に固有の会計処理

<会計基準>

公営企業型地方独立行政法人に固有の会計処理

公営企業型地方独立行政法人の特性(独立採算制)を前提とした、運営費負担金の会計処理している。

公立大学法人に固有の会計処理

授業料の会計処理である。

⑧減損会計

<会計基準>

公営企業型地方独立行政法人に固有の減損会計基準

独立採算制を前提とした法人の特性を反映して、独立行政法人とは異なる減損会計となることが想定される。

第 5 章 詳細検討資料 比較表

(国と地方公共団体、独立行政法人と地方独立行政法人)

国と地方公共団体の会計基準の比較（主たる項目について）

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
目的	企業会計の考え方を活用して、各省庁の財政状況を開示するとともに、財政活動の効率化・適正化の資する財務情報を提供する。	企業会計的手法を導入することにより、地方公共団体の財政状況を明らかにし、ストックやコストの面からの財務分析を可能とする。すなわち、財務書類作成の目的は、決算情報の開示と住民による財政規律にある。	現行の総務省方式を基に、その課題を段階的に改善するアプローチにより、可能な限り早期に、資産・債務管理や財務諸表の分かりやすい開示等に資する新たな財務諸表の作成を目指したものである。	従来の財務諸表等の問題点（i.現金収支は厳密に管理するものの、資産や負債などのストック情報や金利を含む正確なコスト情報が把握しづらい、ii.現金収支は厳密に管理するものの資産や負債などのストック情報や金利を含む正確なコスト情報が把握しづらい）を克服するため、平成18年4月に、日々の会計処理の段階から、複式簿記・発生主義会計を全庁的に導入	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計の基準を応用 我が国の財政制度を前提 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体（都道府県・市町村）での比較が可能 全ての地方公共団体が作成できるよう配慮 一取組が進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市⇒3年を目途に財務諸表4表の整備（4表作成に必要な情報の提示・開示） 一取組が進んでない団体、町村、人口3万人未満の都市⇒3年程を準備期間とし、財務諸表4表の整備（4表作成に必要な情報の提示・開示） 原則として、国の作成基準に準拠 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体（都道府県・市町村）での比較が可能 各団体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮し、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成することを認めている。 このため、開始貸借対照表の整備が比較的容易であり、公有財産の整備財源情報などの情報開示が可能となるなどの特徴があるが、一方で公有財産等の貸借対照表計上額に精緻さを欠くという課題もある。 なお、資産の有効活用等の目的達成のため、売却可能資産から優先して固定資産台帳を整備するとともに、未収金・貸付金の評価情報の充実をあらかじめ意図したモデルである。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業における会計基準とは異なり、行政の特質を反映した複式簿記・発生主義会計の基準であり、行政が策定するものとしては日本で初めてのものである 行政コスト計算書では、民間の損益計算書における「収益」という概念は用いず、収入については、行政サービスの提供に要した費用（コスト）に対する財源として整理 キャッシュ・フロー計算書では、現金収支をその原因に則して直接に記録する「直接法」を採用 行政コスト計算書及びキャッシュ・フロー計算書の勘定科目について、給与関係費や物件費など、都の予算で用いている性質別の科目分類を採用 貸借対照表では、道路や橋梁などの社会資本を、特に「インフラ資産」として区分計上するとともに、「行政財産」や「普通財産」といった地方自治法における財産の分類も採用 	
作成対象	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁所管の一般会計 特別会計 省庁別財務書類（一般会計と特別会計の合算） 連結対象：独立行政法人、特殊法人等 	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計（一般会計と公営企業会計以外の特別会計を対象） 地方公共団体全体（普通会計と公営企業会計を対象） 地方公共団体全体の財務書類を作成するためには、公営事業会計を普通会計と合算する必要があるが、その際、借入資本金等につい 	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計 地方公共団体全体 連結対象：地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方3公社、第三セクター、共同設立の地方独立行政法人・地方三公社 	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計 特別会計（17会計全て） 	<p>○<u>連結（統一）する際の公営企業会計の扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 公営企業会計における借入資本等、公営企業に特有の会計処理をどのように連結（統一）後の財務書類に反映させるか。 <p>○<u>作成対象の統一化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 作成対象を（一般会計でなく）普通会計のみにしない限り比較できないか。一般会計の

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
		ては表示の組替えを行った上で、普通会計との合算・相殺消去を行う必要あり。 ・連結対象：地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方3公社（土地開発公社、住宅供給公社、地方道路公社）、第三セクター（商法・民法法人）			場合、人件費が特別会計から捻出される等の事態が生じる。国 vs 地方公共団体 vs 東京都は比較可能ではない。
作成する財務書類	・貸借対照表 ・業務費用計算書 ・資産・負債差額増減計算書 ・区分別収支計算書 ・附属明細書	・貸借対照表（普通会計、地方公共団体全体、連結） ・行政コスト計算書（普通会計） ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ・附属明細書	・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ・附属明細書	・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・正味財産変動計算書 ・附属明細書	○ <u>フローの財務諸表の形式及び統一化</u> ・フローの財務情報を開示する書類として業務費用計算書と行政コスト計算書のどちらに統一化するか（収入に係る情報の扱い）。 ・関連する論点として、国における資産・負債差額増減計算書の扱い。
作成方法	・歳入歳出決算、国有財産台帳、物品管理台帳等の計数を使用	・決算統計（投下された税等の額）を使用 ・地方公共団体単体財務書類を作成する際の合算・相殺消去の方法 ① 一般会計及び特別会計（公営事業会計に該当する特別会計を除く）の計数を総計（単純合算）した上で、それぞれの会計相互間の内部取引を相殺消去し、普通会計としての純形を算出。 ② 普通会計及び公営事業会計の計数を総計（単純合算）した上で、それぞれの会計相互間の内部取引を相殺消去し、地方公共団体単体財務書類としての純計を算出。	・決算統計（投下された税等の額）を使用	・公有財産台帳等の計数を基本として開始貸借対照表を作成し、それ以後は、複式簿記による記帳方法を用いて正確な会計帳簿を継続し、期末に公有財産台帳等との照合その他の決算整理手続を経て、財務諸表を作成。	○ <u>財務情報を作成・生産する方法の違い</u> ・国、地方公共団体の財務書類作成に際して、複式簿記による体系的な記帳を行い、正確な会計帳簿から財務諸表を作成することを前提としているのは、東京都方式のみ。財務情報の作成の方法は、会計基準に直接係る論点ではないが、正確な情報を作成する観点と実務的な実現可能性の観点とのバランスを考慮して検討しなければならない重要な論点と認識する。
ストック情報の扱い	貸借対照表（「資産の部」「負債の部」及び「資産・負債差額の部」の3区分）	貸借対照表（「資産の部」「負債の部」「純資産の部」の3区分）	貸借対照表（「資産の部」「負債の部」「純資産の部」の3区分）	貸借対照表（「資産の部」「負債の部」及び「正味財産の部」の3つの部に区分）	
資産 区分（区分が流動比率等の分析に影響する） 科目の	① 資産の計上価額は、基本的に取得原価を基礎として計上。 ② 流動、固定の区分は行わないが、配列は流動性配列法。 ③ 資産として、現金・預金、有価証券、たな卸資産、貸付金、有形固定資産及び出資金等を計上。 ④ 保有する債券証券及び政策目的以外の目	① 資産の定義：過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、i)将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、またはii)当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの。 ② 資産及び負債の科目の配列は、流動性配	① 固定資産は、「有形固定資産」「投資等」等に分類表示。 ② 有形固定資産は原則として公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物を指し、原則として基準モデル固定資産評価要領を参考として算定された再調達価額をもって計上する。ただし、当面の間取得原価を基礎として算定した価額をもって計	① 貸借対照表価額については取得原価を基本として算定するが、東京都にはインフラ資産等企業会計にはない資産概念が存在することから、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法について別に定めることを妨げない ② 配列については流動性配列法を採用 ③ 資産については、現金預金、収入未済、	○ <u>固定資産の評価額、取得原価の特定の方法</u> ・基本的には資産の計上金額は取得原価を基礎とすると考えるが、その場合、実務的に取得原価をどのように特定しているのか。 ○ <u>減価償却費の範囲</u> ・繰延資産を計上するの否か、計上する場合、どの範囲までを認めるのか。

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
範囲	<p>的をもって保有する有価証券を「有価証券」として計上。市場価格のある有価証券については時価評価。市場価格のないものは原則として取得原価。ただし、国においては企業会計の売買目的有価証券に相当する有価証券は保有していない。</p> <p>⑤ 「国有財産（公共用財産を除く）」は、5年ごとに時価を基準に改定される国有財産台帳価格を基礎とし、償却資産については、定率法による減価償却を行い、減価償却費相当額を控除後の価額を「有形固定資産」の内訳項目として計上。</p> <p>⑥ 「公共用財産」は、過去の用地費や事業費等の累計額で計上し、償却資産については、定額法により減価償却を行い、減価償却相当額を控除後の価額を「有形固定資産」の内訳項目として計上。</p> <p>⑦ 「物品」として、取得価額又は見積もり価額が原則 50 万円以上の重要物品を「有形固定資産」の内訳項目として計上。</p> <p>⑧ 政府出資等のうち、国が政策目的をもって保有しているものを「出資金」として計上。政策目的をもって保有していないものは「有価証券」として計上。出資金（有価証券）については、市場価格のあるものは時価評価し、市場価格のないものは原則として取得原価。</p>	<p>列法。</p> <p>③ 資産は、「金融資産」及び「非金融資産」に分類表示。</p> <p>④ 金融資産は、「資金」と「金融資産（資金を除く）」に分類表示。</p> <p>⑤ 金融資産（資金を除く）は、「債権」「有価証券」及び「投資等」に分類表示。</p> <p>⑥ 債権は、「税等未収金」「未収金」「貸付金」及び「その他の債権」に分類表示。</p> <p>⑦ 有価証券は、地方公共団体が保有している債券及び政策目的以外の目的をもって保有する有価証券。有価証券については、「満期保有目的有価証券」及び「満期保有目的以外の有価証券」に区分。満期保有目的有価証券の貸借対照表価額の測定は、償却原価法によって算定された価額。満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、基準日時における市場価格をもって貸借対照表価額とし、市場価格が著しく下落した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、市場価格をもって貸借対照表価額とする、この強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上。満期保有目的以外の有価証券のうち、市場価格のないものについては、取得原価または償却原価をもって貸借対照表価額とし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行う、この強制評価減に係る評価差額については、純資産変動計算書の評価・換算差額等の変動として計上。</p> <p>⑧ 投資等は、「出資金」及び「その他の投資」として分類表示。</p>	<p>上することもできる。</p> <p>③ 取得原価を基礎として算定する方法として、昭和 44 年度以降の普通建設事業費の累計額によることができる。ただし、他団体等に対する補助金・負担金は控除する。また、昭和 44 年度以降に売却もしくは除却した資産については、財産台帳や過去の会計伝票などから把握し、可能な限り対象資産の取得価額をもとに減価償却累計額を計算して有形固定資産勘定から控除する。昭和 43 年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など、決算統計で把握することのできない資産のうち重要なものは、再調達価額をもって有形固定資産勘定に計上する。用地取得費以外の普通建設事業費は減価償却を行う。重要な除売却資産がある場合には、公有財産台帳等をもとに整備事業費を調査し、減価償却考慮後の金額を公共資産及び純資産の部の公共資産等整備一般財源等から控除する。</p> <p>④ 減価償却の方法は残存価額ゼロの定額法</p> <p>⑤ 売却可能資産は、売却可能資産は売却可能価額で毎年度末に評価し、有形固定資産から売却可能資産に振替処理を行う。なお、有形固定資産として貸借対照表に計上されていた金額と売却可能価額との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上する。売却可能価額は、鑑定評価額その他、路線価や公示地価に基づく評価や基準モデル固定資産評価要領を参考とした評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実状に応じて最も合理的な方法を用いるものとし、売却可能資産については減価償却を行わない</p>	<p>有形固定資産、無形固定資産、重要物品、投資その他の資産等を計上し、その形態を表す科目によって表示。また、資産項目と負債項目については一年基準にしたがって、基準日の翌日から 1 年以内に回収又は履行の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、それ以外のものを固定資産又は固定負債として分類</p> <p>④ 流動資産は「現金預金」「収入未済」「不納欠損引当金」「財政調整基金」「短期貸付金」「貸倒引当金」「その他流動資産」に分類表示。</p> <p>⑤ 固定資産の評価は取得原価を基礎として算。なお、償却資産については取得原価から減価償却累計額を控除した価額を掲記し、減価償却累計額は科目別に注記。</p> <p>⑥ 固定資産は、「行政財産」「普通財産」「重要物品」「インフラ資産」「建設仮勘定」「投資その他の資産」に区分して表示するとともに、行政財産及び普通財産は、各々を有形固定資産及び無形固定資産に区分</p> <p>⑦ 「投資その他の資産」は、「投資有価証券」「出資金」「長期貸付金」「貸倒引当金」「その他債権」「基金積立金」「その他投資等」に分類表示。</p> <p>⑧ 有形固定資産及びインフラ資産のうち償却資産については、「東京都公有財産台帳等処理要綱」等による耐用年数及び残価率に従い、定額法により減価償却を行う。無形固定資産である地上権、地役権、特許権、著作権等については、原則として減価償却を行わない。重要物品については、原則として残存割合を 100 分の 10 とする定額法により減価償却を行う。耐用年数は、別途定める基準による。</p>	<p>○繰延資産の計上の扱い</p> <p>・繰延資産を計上するの否か、計上する場合、どの範囲までを認めるのか。</p> <p>○資産の表示科目の統一</p>
計上方法					
減価償却方法の範囲					
科目の内容					

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
		<p>⑨ 出資金は、公有財産として管理されている出資等のうち、地方公共団体が政策目的をもって保有するもの。政策目的をもって保有しない有価証券については、有価証券として計上。出資金のうち、市場価格があるものは、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額。出資金のうち、市場価格のないものは、出資金額をもって貸借対照表価額。</p> <p>⑩ 非金融資産は、「事業用資産」「インフラ資産」及び「繰延資産」に分類表示。</p> <p>⑪ 事業用資産は、資産形成のために資本的支出がなされた後、将来の経済的便益の流入が見込まれる非金融資産。事業用資産は、「有形固定資産」「無形固定資産」及び「棚卸資産」に分類表示。</p> <p>⑫ 事業用資産としての有形固定資産の表示科目は、土地、立木竹、建物、工作物、機械器具、物品、船舶、航空機、その他有形固定資産、建設仮勘定等。減価償却の方法については注記。</p> <p>⑬ 事業用資産としての無形固定資産の表示科目は、地上権、特許権、ソフトウェア、電話加入権、その他無形固定資産等。減価償却の方法は注記。</p> <p>⑭ 事業用資産としての棚卸資産は、原則として一括表示して計上。</p> <p>⑮ インフラ資産は、資産形成のための資本的支出がなされた後、将来の経済的便益（キャッシュ・フロー）の流入が見込まれない非金融資産。インフラ資産の表示科目としては、公共用財産用地（土地相当額）、公共用財産施設（建物相当額）、その他公共用財産、公共用財産建設仮勘定（インフラ資産の建設のために支出し</p>	<p>⑥ 投資等は、「投資及び出資金」「貸付金」「基金等（退職手当目的基金、その他特定目的基金、土地開発基金、その他定額運用基金、退職手当組合積立金）」「長期延滞債権」「回収不能見込額」に分類表示。</p> <p>⑦ 流動資産は、「現金・預金」「未収金」「回収不能見込額」に分類表示。</p>		

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
		<p>た手付金・前渡金)等</p> <p>⑩ 繰延資産は、将来の期間に影響する特定の費用で、すでに代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用。具体的には、地方債発行費、地方債発行差金、開発費、試験研究費等。</p>			
負債	<p>① 負債として、未払金、政府短期証券、借入金、公債及び退職給付引当金等を計上。</p> <p>② 財務省証券については、残高(額面額)より債券発行差金を控除(加算)した額を貸借対照表価額とし、「政府短期証券」として計上。</p> <p>③ 公債については、残高(額面額)より債券発行差金を控除(加算)した額を貸借対照表価額とし、「公債」として計上。</p> <p>④ 財政融資資金及び民間金融機関からの借入残高を「借入金」として計上。</p> <p>⑤ 退職手当のうち既に労働提供が行われている部分について、期末要支給額方式で算定し、「退職給付引当金」として計上。特殊法人等への出向者に係る退職給付引当金についても計上し、特殊法人等からの出向者に係る退職給付引当金については計上を要しない。</p> <p>⑥ 公的年金(厚生年金及び国民年金)は、社会保険制度であり、その財政方式は賦課方式を基本とした制度であること、また、年金の支払義務は保険料の払込によって発生するものではなく、受給資格を満たすことにより発生するものであることから、負債として認識しない。ただし、過去期間に対応する給付現価のうち、一</p>	<p>① 負債の定義：過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、</p> <p>i)これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、またはii)当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるもの。</p> <p>② 引当金は、相当程度の見積もりを用いることによるのみ測定可能となる負債の一種。</p> <p>③ 負債は、「流動負債」及び「非流動負債」に分類表示。</p> <p>④ 流動負債は、「未払金及び未払費用」「前受金及び前受収益」「引当金」「預り金(保管金等)」「地方債(短期)」「短期借入金」などに分類表示。流動負債としての引当金には、賞与引当金等の表示科目を用いる。</p> <p>⑤ 非流動負債は、「地方債(長期)」「長期借入金」「引当金」などに分類表示。非流動負債としての引当金には、退職給付引当金及びその他の引当金等の表示科目を用いる。</p>	<p>① 固定負債は「地方債」「長期未払金」「退職手当引当金」「その他」に分類表示。</p> <p>② 退職手当引当金は、特別職を含む全職員(年度末退職者を除く)が普通退職した場合の退職手当支給見込額から、翌年度支払予定退職手当の額を除いた額とする。原則として一人ごとの積み上げ方式により算定することとするが、作業負担等の観点から実務上困難な場合は、推計値によることができる。</p> <p>③ 流動負債は、「翌年度償還予定地方債」「短期借入金(翌年度繰上充用金)」「未払金」「翌年度支払予定退職手当」「賞与引当金」「その他」に分類表示。</p>	<p>① 負債については、「流動負債」「固定負債」に分類表示。</p> <p>② 「流動負債」は「還付未済金(過誤納金のうち当該会計年度末までに支払が終了しなかったもの)」「都債」「短期借入金」「未払金」「その他流動負債」に分類表示。</p> <p>③ 短期借入金は、他会計借入金(一般会計及び各特別会計からの借入金並びに公営企業会計からの借入金のうち、1年以内に返済義務が生じるもの)、基金運用金(基金からの借入金のうち、1年以内に返済義務が生じるもの)、その他短期借入金に分類表示。</p> <p>④ 未払金は、支払繰延、未払保証債務、その他未払金に分類表示。</p> <p>⑤ 「固定負債」は、都債、長期借入金、退職給与引当金、その他引当金、その他固定負債(預り保証金、その他固定負債)に分類表示。</p> <p>⑥ 退職手当の性格は賃金の後払いであるとの考え方に立ち、既に労務の提供が行われている部分については負債として認識し、「退職給与引当金」として計上する。計上額については、期末要支給額方式で算定する。すなわち、基準日において、</p>	<p><u>○引当金の定義、計上する引当金の内容</u></p> <p>・引当金の定義の整合性の確保したうえで、具体的に計上する引当金の範囲の統一化を図る必要があると考える。</p> <p><u>○退職給付引当金、賞与引当金を計上する範囲</u></p>

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
	<p>部は保険料として徴収し、積み立てることとなっているため、過去期間に対応する給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分(=財政再計算における各年度末の所要積立金に相当する金額)を「公的年金預り金」として計上。</p> <p>⑦ 国家公務員共済年金は、厚生年金が担っている機能を有し、単に労働の対価という意義を超えた公的年金制度としての性格を色濃く有していることから、負債として認識しない。</p> <p>⑧ 恩給給付費及び整理資源については、将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上。</p> <p>⑨ 国家公務員災害補償年金のうち、職員が死亡した場合に支給される遺族補償年金について将来給付見込額の割引現在価値額を「退職給付引当金」として計上。</p>			<p>在籍する全職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上。</p>	
<p>資産・負債差額 (純資産)</p>	<p>・国の会計においては、企業会計のような払込資本に関する取引がないこと、国の活動について損益計算の意義が乏しいことから、資産と負債の差額について、企業会計の資本の部のような積極的な位置づけを与えることは適当ではない。したがって、貸借対照表における資産と負債の差額については「資産・負債差額の部」として整理。また、貸借対照表の資産と負債の差額の増減要因は全て資産・負債差額増減計算書において明らかにすることとしたため、その差額は「資産・負債差額」として一括表示。</p>	<p>① 純資産の定義：i)特定の会計主体の実質的所有者から当該会計主体に対する拠出及びii)当該会計主体の活動等によって獲得された余剰(欠損)の蓄積残高。その金額は、資産と負債の差額として計算される。</p> <p>② 純資産は、純資産の源泉(ないしは運用先)との対応によって、その内部構成を「財源」「資産形成充当財源」及び「その他の純資産」に区分表示。</p> <p>③ 財源は、地方公共団体の費消可能な資源の蓄積で、原則として資金の形態で保有。</p> <p>④ 資産形成充当財源は、資産形成のために充当した資源の蓄積で、原則として資金以外の形態(固定資産や金融資産等)で保有。資産形成充当財源は、対応する資産の種類に応じて、「固定資産」「長期金</p>	<p>① 純資産の部は、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備国県補助金等」「その他一般財源等」「資産評価差額」に分類表示。</p> <p>② 公共資産等整備一般財源等は、「公共資産合計+投資等合計(ただし、退職手当目的基金など公共資産等の整備に充当されないことが明らかな特定目的基金及び退職手当組合積立金は除く)－(地方債+翌年度償還予定地方債)－長期未払金・物件の購入等－未払金のうち物件の購入等に係るもの－公共資産等整備財源・国県補助金等－資産評価差額」により算出された額</p> <p>③ なお、注記に「他団体及び民間への支出金により形成された資産」「債務負担行為に関する情報」「交付税措置地方債の金</p>	<p>① 正味財産とは、貸借対照表における資産総額と負債総額の差額をさす。「正味財産」は、単一の科目として計上し、内訳表示は行わないが、前年度末からの増減額を、「(うち当期正味財産増減額)」として、「正味財産」の末尾に記載する。</p> <p>② 正味財産の増減内訳(前期末残高、冬季変動額、当期末残高)については、「開始残高相当」「国庫支出金」「負担金及び繰入金等」「受贈財産評価額」「区市町村移管相当額」「局間取引勘定」「一般財源充当調整額」「一般会計繰入金」「その他剰余金」に分類表示。</p>	<p>○<u>資産・負債差額(純資産)の概念整理</u></p> <p>・国と地方とで、純資産概念の定義が異なる中で、財務情報を単純に統一化することによる問題点は生じないのか。</p> <p>・少なくとも、資産・負債差額の内部構成(内訳)に関して、一括して表示しており、地方と同じレベルでの表示が困難という問題。</p>

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
		融資産」及び「評価・換算差額等」に分類表示。 ⑤ その他の純資産は、財源及び資産形成充当財源以外の純資産。ただし、開始時未分析残高（開始貸借対照表において、資産形成に関する財源充当等が不明確なもの）については、以後、金額を固定した上で、その他の純資産の内訳として独立の科目で表示。	額」「普通会計の将来負担に関する情報」「土地及び減価償却累計額」に分類表示。		
フロー情報の扱い	業務費用計算書（業務実施に伴い発生した費用を形態別を基本とした科目で表示）	行政コスト計算書（表示科目は様式にしたがう。ただし、各地方公共団体に固有の費用・収益については、適宜、表示科目を追加） 行政コスト計算書は、「経常費用」「経常収益」に区分表示。経常費用合計は総行政コストを、純経常費用（経常費用合計－経常収益合計）は純行政コストを意味する。	行政コスト計算書	行政コスト計算書は、複式簿記による記帳方法により、現金に係る収支の記録を資本取引あるいは損益取引に分類していくことにより作成する。また、発生主義により把握する減価償却費、引当金等の非現金取引を、複式簿記の記帳方法により加減することによって「費用」及び財源としての「収入」を算定して作成。 行政コスト計算書は、通常の活動から発生する「通常収支の部」と、特別の事情により発生する「特別収支の部」とに区分する。「通常収支の部」は、さらに「行政収支の部」と「金融収支の部」とに区分。 行政コスト計算書の科目は、日々の予算執行における仕訳を基礎とすることから、費用については東京都における予算の性質別区分に準じて設定し、収入については歳入の予算科目に準じて設定	○業務費用計算書と行政コスト計算書の整合性の問題 ○行政コスト計算書の科目の整理 ・国と地方の3方式の財務書類作成基準において、行政コスト計算書（業務費用計算書）において表示する科目が整合しているか。 ○機会費用の扱い ・業務実施に伴い国民（住民）が負担するコストを広く開示すべきという考え方にどのように対処するのか。
費用区分	① 費用として、「業務実施に伴い発生した費用・損失」「引当金等の繰入額」「資産の処分損益等」「評価差額等」を計上。	① 費用の定義：i)一会計期間中における活動の成果を生み出すための努力として、ii)資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少であって、iii)会計主体の所有者以外との取引その他の事象から生ずる純資産の減少原因。	① 経常行政コストは、「人件費」「退職手当引当金繰入等」「賞与引当金繰入額」「物件費」「維持補修費」「減価償却費」「社会保障給付」「補助金等」「他会計への支出額」「他団体への公共資産整備補助金等」「支払利息」「回収不能見込計上額」「その他行政コスト」に分類表示される。	① 行政コスト計算書は、一会計期間における東京都の行政活動の実施に伴い発生した「費用」を発生主義により認識し、その「費用」と財源としての「収入」との対応関係、及びその両者の差額を明らかにする	
経過勘定の扱い	② 「業務実施に伴い発生した費用・損失」の主なものは、「人件費」「補助金等」「減価償却費」「支払利息」など。			② 『通常収支の部のうち行政収支の部の行政費用』は、「税連動経費（特別区財政調	
雑収入の取り	③ 「引当金繰入額」の主なものは、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、貸	② 固定資産形成や長期金融資本への資本的	② 退職給与引当金繰入等は、N年度に引当		

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
扱い	<p>倒引当金繰入額など。なお、引当金等への戻入額については控除項目として計上。</p> <p>④ 年金給付については、「公的年金預かり金」の増減額及び年金給付額を計上。</p> <p>⑤ 評価差額のうち、資産・負債差額増減計算書の「資産評価差額」として計上するものについては計上しない。</p> <p>⑥ 業務実施に伴うコストとしては、業務費用計算書の業務費用としては認識されていないが、各省庁が業務を実施する上での国民の負担と考えられる資金の調達コストや特別会計においては、一般会計等が負担している人件費や庁舎等のコストがある。これらのコスト情報を機会費用として開示する必要があると考えられるが、これらの機会費用の算定などについては大きな仮定が伴い、情報の正確性は大きく劣ると考えられることから、会計間での資金調達における資金調達コストに相当する機会費用のみを参考情報として記載。</p>	<p>支出は、純資産（総額）の変動をもたらすものではないから、上記のii)の要件に該当せず、費用として計上されない（純資産変動計算書上の損益外純資産減少原因として計上）。</p> <p>③ 経常費用は、「経常業務費用」及び「経常移転支出」に分類表示。</p> <p>④ 経常業務費用は、「人件費」「物件費」及び「経費」に分類表示。</p> <p>⑤ 人件費は、「職員給料」「退職給付費用」及び「その他の人件費」に分類表示。</p> <p>⑥ 物件費は、「物品購入費」「維持補修費」「減価償却費」及び「その他の物件費」に分類表示。</p> <p>⑦ 経費は、「公債費（利払分）」「借入金支払利息」「貸倒引当金繰入」及び「その他の経費」に分類表示。</p> <p>⑧ 経常移転支出は、毎会計年度、経常的に発生する非交換性(非対価性)支出。経常的支出は、「扶助費等支払」「補助金等支払」及び「その他の経常移転支出」に分類表示。</p>	<p>金として新たに繰り入れられた分に相当する額を計上し、N年度の退職金支払額のうち退職給与引当を行っている額を超える額を含めた額を計上する。</p> <p>③ 他会計への支出額等は、「定額運用基金への繰出金」「他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち、他会計に対する投資及び出資金もしくは貸付金として貸借対照表の資産に計上した金額」「他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち、他会計借入金として貸借対照表の負債に計上されているものの返済に相当する額（他会計において貸付金元金償還金として整理されている金額）」は含めない。</p>	<p>整交付金、地方消費税交付金等、税の一定割合を原資として区市町村に交付する交付金」「給与関係費」「物件費」「維持補修費」「扶助費」「補助費等（他会計や他団体に対する交付金、公営企業会計等に対する負担金や補助金等のうち、東京都の資本形成に寄与しないもの）」「投資的経費補助」「投資的経費単独」「投資的経費国直轄」「出資金（出捐金等）」「繰出金」「減価償却費」「債務保証費」「不納欠損引当金繰入額」「貸倒引当金繰入額」「退職給与引当金繰入額」「その他引当金繰入額」「その他行政費用」に分類表示。</p> <p>③ 『通常収支の部のうち金融収支の部の金融費用』は、「公債費（利子）」「都債発行費」「都債発行差金」「他会計借入金利子等」</p> <p>④ 『特別収支の部の特別費用』は、「固定資産売却損」「固定資産除却損」「災害復旧費」「不納欠損額」「貸倒損失（当期に不納欠損処理を行った貸付金のうち、貸倒引当金を超える分等を計上）」「その他特別費用」に分類表示。</p>	
収入	<p>一般会計は強制的に徴収された税金等を配分する会計であり、利益獲得を予定されていない。特別会計は受益と負担の関係を明らかにすること等を目的として設置されるものであるが、財源と費用負担との間に、企業会計と同様の費用と収益の対応関係がない。したがって、国においては、企業会計と同様の損益計算書を作成して収入を計上することをしないこととした（業務費用計算書を作成し費用のみを計上）。</p>	<p>① 収益の定義：i)一会計期間中における活動の成果として、ii)資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加であって、iii)会計主体の所有者以外との取引その他の事象から生ずる純資産の増加原因。</p> <p>② 税金を主権者としての住民からの拠出と捉えていることから、上記iii)の要件に該当せず、収益としては計上されない（純資産変動計算書上の損益外純資産増加原因）。</p>	<p>① 経常収益は、使用料・手数料、分担金・負担金・寄付金に分類表示される。</p> <p>② 性質別行政コストの総額と受益者負担や関連計上補助金受入額を相殺した純額で表示する。</p> <p>③ 原則として基本財務書類を2期比較で表示するときの明瞭性を考慮して、現行の総務省方式で採用している目的別コスト情報は、附属明細書で開示する。</p> <p>④ 純行政コスト以下の一般財源増減要素（税金等及び補助金相当額の減価償却費）については、純資産の変動項目を一</p>	<p>① 行政コスト計算書は、通常の活動から発生する「通常収支の部」と、特別の事情により発生する「特別収支の部」とに区分する。「通常収支の部」は、さらに「行政収支の部」と「金融収支の部」とに区分</p> <p>② 『通常収支の部のうち行政収支の部の行政収入』は、「地方税（都税及び道府県間精算前の地方消費税が該当）」「地方譲与税」「地方特例交付金」「国有提供施設等所在市町村助成交付金」「税諸収入」「国庫支出金」「交通安全対策特別交付金」「事</p>	<p>○国の収入に相当する項目の把握・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政コスト計算書の形式で統一を図ることとなったと仮定して、現状を前提とするならば、国の収入に相当する項目を適切に把握し、整理することができるのか。 ・逆に、業務費用計算書の形式で統一を図ることで、地方公共団体の業務活動を適切に表しているのか。その場合において、特に、地方公営企業会計をどのように反映するのか。

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
		<p>③ 国庫支出金等の受入のうち、資本移転収入（経常費用に対応する経常移転収入に該当しない場合）も、収益としては計上されない（純資産変動計算書上の損益外純資産増加要因として計上）。</p> <p>④ 経常収益は、「経常業務収益」及び「経常移転収入」に分類表示。</p> <p>⑤ 経常業務収益は、「業務収益」及び「業務外収益」に分類表示。</p> <p>⑥ 業務収益は、「自己収入」及び「その他の業務収益」に分類表示。</p> <p>⑦ 業務以外収益は、「受取利息等」及び「その他の業務外収益」に分類表示。</p> <p>⑧ 経常移転収入は、地方公共団体の活動に伴い経常費用が発生する場合に、これに対応する財源として移転収入の形態で国や他団体等から経常的に支払われるもの。</p>	括表示する。	<p>業収入（特別会計）」「分担金及負担金」「使用料及手数料」「財産収入」「諸収入（受託事業収入）」「諸収入」「寄附金」「繰入金」「その他行政収入」により分類表示。</p> <p>③ 『通常収支の部のうち金融収支の部の金融収入』は、「受取利息及配当金」により表示。</p> <p>④ 『特別収支の部の特別収入』は、「固定資産売却益」「その他特別収入（投資有価証券の売却益、引当金の当期取崩益等）」により分類表示。</p> <p>⑤ 当期収支差額は通常収支差額と特別収支差額との合計額をさす。</p> <p>⑥ 最終的には、当期収支差額と、一般財源共通調整及び一般財源充当調整並びに一般会計繰入金及び一般会計繰出金に係る調整を行った後の金額を計上</p> <p>⑦ 一般財源共通調整は、一般財源を収入した局において、当該一般財源相当額を減額するために設けられた科目</p> <p>⑧ 一般財源充当調整は、各局の行政サービス活動において投入された一般財源の額を計上</p> <p>⑨ 一般会計繰入金は、特別会計が行政サービス活動の財源として一般会計から繰り入れた額を計上。また、一般会計繰出金は、特別会計が行政サービス活動の財源として一般会計に繰り出した額を計上</p>	
資産・負債差額増減計算書（純資産変動計算書）	・業務費用計算書では、各省庁の業務実施に伴い発生した費用（損失）のみが計上され、財源や業務費用計算書に計上されない資産評価差額など、貸借対照表の資産・負債差額についての増減要因が全て計上されるわけではない。	・純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（損益外純資産減少原因・損益外純資産増加原因の取引高）を明らかにする。	・純資産変動計算書は、一般財源に加えて、純資産を構成するその他の項目についても、その変動（増減）を主要要因別に示すため、独立した財務書類を作成。 ・当該年度中に市町村合併があった場合は、すべての合併団体等における前年度末の純資	・正味財産変動計算書は、一会計期間における貸借対照表の正味財産の部の項目の変動状況を明らかにする。なお、正味財産変動計算書は、正味財産の項目ごとの変動状況を、変動要因ごとに区分することにより作成 ・正味財産の各項目は、前期末残高、当期変	○ <u>資産・負債差額増減計算書（純資産変動計算書）の扱い</u> ・財務書類の統一の中で、資産・負債差額増減計算書（純資産変動計算書）をどのように位置付けた上で取扱うかは、フローの財務情報を表示する財務書類のあり方に影響される

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
	<p>・そこで、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減すべてについて、要因別に開示し、前年度末の貸借対照表と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の連動を図ることを目的として、資産・負債差額増減計算書を作成。</p> <p>・資産・負債差額増減計算書の計上項目</p> <p>—財源；歳入の徴収決定済額（当該年度に調査決定を行ったものに限る）から資産・負債差額の増減項目とならない資産の処分に係る収入及び貸付金回収収入等を除いた額</p> <p>—無償所管換等；省庁間又は会計間の財産の無償所管換（渡）等及びこれに準ずる資産の減少</p> <p>—資産評価差額；有価証券及び出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く）及び国有財産の台帳価格改定に伴う評価差額</p>	<p>・損益外純資産減少原因とは、i)当該会計期間中における資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少をもたらすものであって、ii)損益勘定を経由しない純資産（またはその内部構成）の減少原因。損益外純資産減少原因は、その発生形態の別によって、「財源の使途」「資産形成充当財源の減少」及び「その他の純資産の減少」に細分類。</p> <p>・損益外純資産増加原因とは、i)当該会計期間中における資産の流入もしくは増価、または負債の減少による経済的便益またはサービス提供能力の増加をもたらすものであって、ii) 損益勘定を経由しない純資産（またはその内部構成）の増加原因。損益外純資産増加原因は、その発生形態の別によって、「財源の調達」「資産形成充当財源の増加」及び「その他の純資産の増加」に細分類。公債発行等（負債）による資金調達は、将来の償還を要するという意味で、将来の財源の使途を現時点で拘束するものであり、純資産を増加させる取引とは認められないことから、「財源の調達」には該当しない。</p> <p>・純資産変動計算書は、「財源変動の部」「資産形成充当財源変動の部」及び「その他の純資産変動の部」に区分表示。財源変動の部、資産形成充当財源の部及びその他の純資産変動の部においては、それぞれ「損益外純資産減少原因」「損益外純資産増加原因」に分類した上で、その形態を表す科目によって総額で表示。</p> <p>・財源変動の部は、「財源の使途」及び「財源の調達」に分類表示。</p> <p>・財源の使途は、「純経常費用への財源措置」</p>	<p>産残高を合算した金額を計上するものとする。</p> <p>・純経常行政コストは、行政コスト計算書における「純経常行政コスト」の金額を、「その他一般財源等」の列に転記する。</p> <p>・一般財源は、「地方税」「地方交付税」「その他行政コスト充当財源」「補助金等受入」「臨時損益」「科目振替」「資産評価替えによる変動額」「無償受贈資産受入」「その他」に分類表示される。</p> <p>・その他行政コスト充当財源は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、財産収入、繰入金、諸収入、特別区財政調整交付金の決算額に、長期延滞債権及び未収金計上額のうち上記各項目に係るものの金額（貸付金元金収入に係るものを除く）を加算し、長期延滞債権及び未収金計上額のうち上記各項目に係るものの金額（貸付金元金収入に係るものを除く）を除いたものとして算定される。ただし、貸借対照表の資産の減少又は負債の増加は含めない。具体的には、i) 公共資産の売却に伴う収入、ii) 投資及び出資金の回収・売却に伴う収入、iii) 貸付金の回収に伴う収入（他会計に対するものを含む）、iv) 基金の取り崩しによる収入、v) その他、資産の減少もしくは負債の増加による収入、vi) 純資産変動計算書における臨時損益に計上した収入は含めない。</p> <p>・補助金等受入は、国庫支出金及び県支出金決算額のうち、その団体で行う普通建設事業</p>	<p>動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動要因ごとにその金額を表示</p> <p>・変動要因は、固定資産等の増減、都債等の増減、その他内部取引による増減及び剰余金に区分して表示</p> <p>・計上する項目は、「開始残高相当」「国庫支出金」「負担金及繰入金等」「受贈財産評価額」「区市町村等移管相当額」「内部取引勘定」「一般財源充当調整額」「一般会計繰入金」「その他剰余金」により分類表示。</p> <p>・開始残高相当は、本基準に準拠して作成された平成18年度期首の貸借対照表作成時に、その性質又は発生原因を明確にすることができないものが該当。</p> <p>・国庫支出金は、国庫支出金のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせずに正味財産に直接加算</p> <p>・負担金及繰入金等は、負担金及繰入金等のうち資本形成に寄与する支出（社会資本の整備等に使われるもの）に充当されるものは、行政コスト計算書上の収入とせずに正味財産に直接加算</p> <p>・受贈財産評価額は、無償で受け入れた資産は、行政コスト計算書上の収入とせずに正味財産に直接加算するもの</p> <p>・区市町村等移管相当額は、事業の移管等に伴い、東京都の資産を区市町村等に譲与した場合、行政コスト計算書上の費用とせずに、正味財産から直接控除するもの</p> <p>・内部取引勘定は、会計間又は局間で、固定資産の所管換など、勘定科目の金額の異動があった場合、移し換える勘定科目の相手科目として計上する。なお、項目名は、会計間のものは会計間取引勘定、局間のものは局間取</p>	<p>と認識する。</p>

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
		<p>「固定資産形成への財源措置」「長期金融資産への財源措置」及び「その他の財源の使途」に分類表示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源の調達は、「税収」「資本移転収入」及び「その他の財源の調達」に分類表示。 ・「財源」の調達・使途は、当該会計期間中の純資産及びその内部構成の変動であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として当期に費消可能な資源の流出入。具体的には、収益の定義に該当しない税収、資本移転収入、費用の定義に該当しない資本的支出等に関連する資源の流出入。公債発行による資金調達については、「財源」の調達から除外。 <p>財源合計（貸借対照表に連動する残高）については、その調達源泉の違いに基づき、さらに「財源余剰」と「未実現財源消費」に分類表示が可能。財源余剰は、現実に純資産の増加を伴う税収等を調達源泉とする財源の合計（残高）を意味する。未実現財源消費は、純資産の増加を伴わない公債発行等によって調達した資金（＝将来の税収等という基準日時点では未実現の財源を消費する金額の合計（残高）を意味する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産形成充当財源変動の部は、「固定資産の変動」「長期金融資産の変動」及び「評価・換算差額等の変動」に分類表示。 ・固定資産の変動は、「固定資産の減少」及び「固定資産の増加」に分類表示。固定資産の減少は、事業用資産の減価償却相当額、インフラ資産の直接資本減耗相当額及び固定資産の除売却から構成。固定資産の増加は、固定資産形成及び無償所管換等（受入）による保有資産の増加額。 ・長期金融資産の変動は、「長期金融資産の減少」及び「長期金融資産の増加」に分類表示。 	<p>費の財源となった金額並びに投資及び出資金、貸付金及び基金の財源となった金額の合計額。なお、他団体等に対する補助金に充てられた国庫支出金及び県支出金は控除するが、その金額が分からない場合は、決算統計表上の区分ごとに、その団体で行うものと補助金とに、歳出額の比で按分する方法で算出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目振替について、i) 公共資産整備への財源投入は、「公共資産等整備一般財源等」に計上し、同額を「その他一般財源等」から控除、ii) 公共資産処分による財源増は、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除し、これらの合計額を「その他一般財源等」に計上する、iii) 公共資産の減価償却に対応する財源相当額を、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除し、これらの合計額を「その他一般財源等」に計上／等を行う。 	<p>引勘定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源充当調整額は、各局の社会資本整備等投資活動又は財務活動において投入された一般財源の額を計上 ・一般会計繰入金は、特別会計が、社会資本整備等投資活動又は財務活動の財源として一般会計から繰り入れた額を計上 ・その他剰余金は、正味財産のうち上記に区分されない科目が該当 	

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
		<p>長期金融資産の減少は、貸付金等の償還、出資金の引揚げ、有価証券の売却等による減少額。長期金融資産の増加は、新たな長期金融資産（貸付金・出資金等）のために支出した金額。</p> <p>・評価・換算差額等の変動は、「評価・換算差額等の減少」及び「評価・換算差額等の増加」に分類表示。評価・換算差額等の減少は、資産の再評価損や有価証券の評価差額等による減少金額。評価・換算差額等の増加は、資産の再評価益や有価証券の評価差額等による増価金額。</p> <p>・「資産形成充当財源」の変動は、当該会計期間中の純資産額及びその内部構成の変動であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の流入。資産形成充当財源とは、財源が使用されて固定資産などに転化したもの。資産形成充当財源合計（貸借対照表に連動する残高）については、対応する資産の種類に応じて、さらに「固定資産」「長期金融資産」及び「評価・換算差額等」に分類表示が可能。</p> <p>・その他の純資産の変動の部は、「その他の純資産の減少」及び「その他の純資産の増加」に分類表示。</p>			
<p>収支別計算書（資金収支計算書）</p> <p>区分（国は二区分、三区分）は異なる</p>	<p>・国の会計においては、予算の執行結果を示すものとして歳入歳出決算が作成されており、現金収支の状況は明らかになっているが、歳入歳出決算を基礎として、その計数を並び替えることにより、財政資金の流れを区分別に明らかにするための財政書類として、区分別収支計算書を作成。</p> <p>・収支別収支計算書の区分</p> <p>一業務収支；各省庁の収支のうち、財務収支</p>	<p>・「資金」概念は、現金及び現金同等物により構成。</p> <p>・資金収支計算書の区分（資金収支の性質に応じて）</p> <p>一経常的収支区分；地方公共団体の計上活動に伴い、継続的に発生する資金収支（財務的支出に属する支払利息支出を除く）</p> <p>一資本的収支区分；地方公共団体の資本形成活動に伴い、随時・特別に発生する資金収支。</p>	<p>・資金収支計算書は、公共資産形成にかかる資金収支についての重要性が高い地方公共団体の歳入歳出構造の特徴を踏まえ、地方公共団体の歳出をその性質に応じて大きく経常的支出、公共資産形成支出及び投資・財務的支出の3つに区分し、それに対応する財源を収入として対応表示する様式。</p> <p>・経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部により構成。</p>	<p>・キャッシュ・フロー計算書は、資金の流れを「行政サービス活動」、「社会資本整備等投資活動」及び「財務活動」に区分し、各作成単位における区分別の収支の状況を報告</p> <p>・「資金」の範囲は、現金及び現金同等物。現金とは、手元現金及び要求払預金、現金同等物とは、「東京都資金管理方針」で歳計現金等の保管方法として定められた預金又は債券。</p> <p>・「行政サービス活動」によるキャッシュ・フ</p>	<p>○収支別計算書（資金収支計算書）の区分</p> <p>・国は、業務収支と財務収支の二区分に対し、地方は、基本的に、経常的収支、資本的収支、財務的収支の三区分。どちらの区分に集約するのが適切か。実務的には、国の二区分に整理するほうが現実的。</p>

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
	<p>を除いたもの。「財源」及び「業務支出」に区分、「業務支出」は、「業務支出（施設整備支出を除く）」及び「施設整備支出」に区分。</p> <p>一財務収支；将来の負担となる資金調達及び返済に関する収支（利息の支払額や資金調達に関する事務取扱費を含む）</p>	<p>一財務的収支区分；地方公共団体の負債の管理にかかる資金収支（負債の発行及び元利償還）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 經常的収支区分は、「經常的支出」及び「經常的収入」に分類表示。 ・ 經常的支出は、「經常活動による支出」及び「經常移転支出」に分類表示。 ・ 經常活動による支出は、業務費用（人件費、物件費、経費にかかる支出）及び業務外費用（財務的支出に属する支払利息を除く）から構成。 ・ 經常移転支出は、他会計への繰出支出、扶助費・補助金等經常移転支出、その他經常移転支出等。 ・ 經常的収入は、「税金収入」「經常活動による収入」及び「經常移転収入」に分類表示。 ・ 資本的収支区分は、「資本的支出」及び「資本的収入」に分類表示。 ・ 資本的支出は、「資本形成活動による支出」及び「資本移転支出」に分類表示。 ・ 資本的収入は、「資本形成活動による収入」及び「資本移転収入」に分類表示。 ・ 經常的収支区分及び資本的収支区分の合計額として、当該地方公共団体の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）を表示。 ・ 財務的収支区分は、「財務的支出」及び「財務的収入」に分類表示。 ・ 財務的支出は、「支払利息支出」及び「元本償還支出」に分類表示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 經常的収支の部の支出は、人件費、物件費、社会保障給付、補助金等、支払利息、他会計等への事務費等財源繰出支出、その他支出により分類表示される。 ・ 經常的収支の部の収入は、地方税、地方交付税、国県補助金等、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、諸収入、地方債発行額、基金取崩額、その他収入により分類表示される。 ・ 公共資産整備収支の部には、公共資産整備に伴う支出、及び、当該支出に充てた特定財源を計上するものとする。ただし、普通会計が行う公共資産整備のほか、他会計及び他団体等を通じて行った公共資産整備に対して普通会計が負担した支出額も含む。なお、公共資産整備に充当していることが明確に判断できない収入については、經常的収支の部に計上する。 ・ 公共資産形成支出は、公共資産整備支出、公共資産整備補助金等支出、他会計等への建設費充当財源繰出支出に分類表示。 ・ 公共資産形成収入は、国県補助金等、地方債発行額、その他収入に分類表示。 ・ 投資・財務的収支の部は、i) 投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出、及び、それらの財源、ii) 貸付金元金回収による収入、iii) 地方債元金償還による支出、iv) 他会計に対する公債費財源繰出による支出、v) 公共資産売却による収入を計上する。なお、投資・財務的支出に充当していることが明確に判断できない収入については、經常的収支の部に計上する。 ・ 投資・財務的収支の部の支出は、投資及び出資金、貸付金、基金積立額、定額運用基金への繰出支出、他会計等への公債費充当財源 	<p>ローとは、東京都が直接行政サービスを行うために要した経費（東京都の資本形成に寄与するものを除く。）及び区市町村への補助（同）のほか、他の区分（後述の②社会資本整備等投資活動及び③財務活動）に属さない支出、並びに税込、国庫支出金(社会資本整備等投資活動に充当されるものを除く)、業務収入及び金融収入等の現金収入をさす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政サービス活動に係る収入は、「税金等」「国庫支出金等」「業務収入その他」「金融収入」に分類表示。 ・ 行政サービス活動に係る支出は、「税連動経費」「行政支出」「金融支出」「特別支出」に分類表示。 ・ 「社会資本整備等投資活動」によるキャッシュ・フローとは、固定資産の取得及び売却並びにその財源としての国庫支出金等の受入、現金同等物に含まれない貸付金及び出資金等の投資の取得及び売却並びに基金への繰出及び繰入等に係る現金収入及び支出をさす。 ・ 「社会資本整備等投資活動」に係る収入は、国庫支出金等、財産収入、基金繰入金、貸付金元金回収収入等、保証金収入（特別会計）に分類表示。 ・ 「社会資本整備等投資活動」に係る支出は、「社会資本整備支出」「基金積立金」「貸付金・出資金等」「保証金支出」に分類表示。 ・ 「財務活動」によるキャッシュ・フローとは、外部からの資金の調達及びその償還に係る現金収入及び支出をさす。 ・ 「財務活動」に係る収入は、「都債」「他会計借入金等」「基金運用金借入」「特別会計繰入金」に分類表示。 ・ 「財務活動」に係る支出は、「公債費（元金）」「他会計借入金等償還」「基金運用金償還」に 	

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
			繰出支出、地方債償還額に分類表示。 ・投資・財務的収支の部の収入は、国県補助金等、貸付金回収額、地方債発行額、基金取崩額、公共資産売却収入、その他収入に分類表示。	分類表示 ・収支差額合計は、行政活動収支差額と財務活動収支差額との合計 ・形式収支として、「収支差額合計」と「前年度からの繰越金」との合計額を計上。「前年度からの繰越金」は、現金及び現金同等物の期首残高に相当	
連結財務書類	・連結財務書類は、国の業務と関連する事務・事業を行っている法人を連結したところの財務情報を提供することを目的として作成。	・連結財務書類の体系は、連結貸借対照表、連結行政コスト計算書、連結純資産変動計算書、連結資金収支計算書および連結附属明細書。 ・連結財務書類は、地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関連団体を連結した地方公共団体の財政状態、業績、純資産の変動及び資金収支の状態を明らかにする。	・	・連結貸借対照表、連結附属明細書	
連結対象	・国から監督を受け、財政支出を受けている特殊法人等（法律により直接に設立される法人及び特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人並びに特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人）を連結対象とした。 一特殊法人及び認可法人（※ただし、国の監督権限の内容や財政支出の内容は、各法人により異なるため、法人ごとに連結の有無を判断） 一すべての独立行政法人 一日本郵政公社（※郵政民営化の結果を要確認） 一すべての国立大学法人	・連結対象となる法人等は、地方公共団体の関与及び財政支援の下で、当該団体の事務事業と密接な関連を有する業務を行っている法人等。 一地方独立行政法人 一一部事務組合・広域連合 一地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、地方道路公社） 一第三セクター（商法・民法法人）等	・連結の範囲は、地方公共団体（普通会計、公営事業会計）及び、地方公共団体が設立した地方独立行政法人、地方三公社、地方公共団体が加入している一部事務組合・広域連合、地方公共団体が出資・出捐している第三セクター等。 ・地方公共団体：地方公共団体に属する普通会計及びすべての公営事業会計を連結対象とする。 ・地方独立行政法人：地方公共団体が設立したすべての地方独立行政法人を連結対象とする。当該地方独立行政法人が連結の範囲に含めた特定関連会社も連結対象とする。 ・一部事務組合・広域連合：地方公共団体が加入するすべての一部事務組合・広域連合を連結対象とする。対象となる一部事務組合・広域連合が他の一部事務組合・広域連合に加入している場合は、当該他の一部事務組合・広域連合も連結対象とする。	・東京都が法的な主体となっている会計に加えて、出資または出えんを行っている団体ならびに継続的な財政支援及び人的支援を行っている団体のうち全庁的に指導監督または関与を行う必要がある団体（監理団体という）を、連結対象としている。 ・具体的には、①一般会計、②特別会計、③公営企業会計、④地方独立行政法人（公立大学法人首都大学東京）、⑤東京都監理団体などが連結対象となる。 ・東京都監理団体とは、①都が基本財産に出資等を行っている公益法人、②都が資本の25%以上出資している株式会社、③その他の指導監督を必要とする団体である。従って、東京都監理団体は、全庁的に指導監督又は関与を行う必要がある団体である。また、それらに対する持分は全て、100%とみなしている（ただし、株式会社の場合は、東京都以外の株主を少数株主とみなして、少数株主持分を	<u>○連結対象(子会社に相当する範囲)</u> ・国の連結対象には、商法・民法法人は含まれないのに対して、地方の連結対象には、基本的に、一定の基準の下で、第三セクター（商法・民法法人）が含まれている。これらの商法・民法法人を、会計基準の統一の中で、どのように整理するのか。 ・上記の結論は、いわゆる孫会社のレベルに含めるべき法人の範囲にも影響を与える。

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
			<p>・地方三公社：地方公共団体が設立したすべての地方三公社を連結対象とする。</p> <p>・第三セクター等：地方公共団体の出資比率が50%以上の法人はすべて連結対象とする。地方公共団体の出資比率が25%以上50%未満の法人については、役員のパ遣、財政支援等の実態から、地方公共団体が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる場合には、連結対象とする。地方公共団体及び一又は二以上の連結対象となる法人が合わせて資本金、基本金等の50%以上を出資している法人についても、連結対象とする。地方公共団体及び一又は二以上の連結対象となる法人が合わせて資本金、基本金等の25%以上50%未満の法人を出資している法人については、役員のパ遣、財政支援等の実態から、地方公共団体もしくは連結対象となる法人が当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保していると認められる場合には、連結対象とする。また、これら判断の基礎となる出資金・出捐金等は、普通会計もしくは第三セクター等の貸借対照表において投資及び出資金として計上されていなければならないことに留意する。株式会社、財団法人のほか、社会福祉協議会などの社会福祉法人や社団法人等も含まれることに留意する。</p> <p>・共同設立の地方独立行政法人・地方三公社：複数の地方公共団体が共同して設立する地方独立行政法人・地方三公社の出資割合や財政支出等の状況等から、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体の連結対象とし、その他の地方公共団体においては連結対象としないものとする。</p>	把握している)。	
連結の考え方	・各省庁及び特別会計が所掌している業務と関連する事業を行っている特殊法人等を連結	・一部事務組合・広域連合との連結の手法については、各構成団体の経費負担割合に応じ	・一部事務組合・広域連合は、規約に基づき、経費負担割合に応じて比例連結するものとする	・東京都において、連結の範囲を定義づけるとすれば、監督ユニットという基準がふさわ	○業務関連性基準あるいは実質支配基準に係る整理

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
	<p>(業務関連性による連結を実施)</p> <p>一各省庁が業務関連性による連結する特殊法人等は、「各省庁が監督権限を有し、各省庁から財政支出を受けている法人」とし、監督権限及び財政支出の有無により業務関連性を判断。</p> <p>一特別会計が業務関連性による連結する特殊法人等は、財政支出が相当程度あるか否かが連結の要件。</p>	<p>た比例連結。</p> <p>・地方公共団体からの出資比率 50%以上の第三セクターは連結対象。地方公共団体からの出資比率 25%以上 50%未満の第三セクターについては、当該出資団体からの役員の派遣、財政支援等の実態から、当該出資団体がその業務運営を実質的に支配していると認められる場合についても、連結対象。</p>	<p>る。ただし、最近の年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合や経費負担がない場合など、経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど、都道府県及び構成団体が協議して合理的な割合を決定する。また、一部事務組合・広域連合が複数の事務を行っており会計が区分されている場合は、原則として会計ごとに経費負担割合を算定し、比例連結を行う。ただし、退職手当組合については、普通会計の財務書類と整合させるため、普通会計の貸借対照表に計上されている退職手当組合積立金の金額を退職手当組合の保有する基金残高及び歳計現金残高の合計額で除した割合に応じて比例連結するものとする。</p> <p>・共同設立の地方独立行政法人・地方三公社について、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体が特定できない場合は、設立主体である各地方公共団体が、出資比率に応じて比例連結を行うものとする。</p>	<p>しいと考えられる。監督ユニットの基本的な判断基準は、都が監督責任を行使する能力があるかどうかである。この考え方をふまえて、具体的な連結の対象範囲を考慮すると、まず、法的主体を構成する全ての組織として、「一般会計」、「特別会計」、「公営企業会計」が挙げられる。次に、財政的な説明責任を果たすための組織として、「独立行政法人」があり、その他関連する組織として「監理団体」を含めることになる。</p>	<p>・連結範囲を決定する際に、業務関連性基準あるいは実質支配基準をどのように適用するのか。</p>
持分法の適用	<p>・国の連結においては、企業会計の支配従属関係とは異なり、業務関連性がある特殊法人等を連結して一体として説明責任を果たすこととしており、連結対象から除外された特殊法人等について、連結財務書類において持分の評価でもって影響力を反映する必要はないと考えられることから、持分法の適用は行わない。</p>	<p>・地方公共団体の連結においては、企業会計の支配従属関係とは異なり、業務関連性がある関連団体を連結して一体として説明責任を果たすこととしており、連結対象から除外された関連団体について、連結財務書類において持分の評価でもって影響力を反映する必要はないと考えられることから、持分法の適用は行わない。</p>			<p>○持分法の適用について</p> <p>・持分法は適用しないという整理でよいか。</p>
共管特殊法人等の連結省庁	<p>・特殊法人等の中には、複数の省庁から、監督を受け、また、財政支出を受けている法人があるが、このような法人を連結する省庁は、監督権限及び財政支出の状況等から最も業務関連性の高いとみられる省庁において全連結を行う。</p>	<p>・複数の地方公共団体が共同して設立する地方独立行政法人・地方三公社との連結については、出資割合や財政支出の状況等から特定の設立団体と密接な関連があると認められる場合、当該特定の設立団体と全部連結。特定の設立団体において全部連結することが適当でない場合には、各設立団体が出資割合に応</p>			

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
		じて比例連結。			
特殊法人等の子会社の取扱	<p>・特殊法人等の子会社の事務・事業の内容は多様であり、各省庁との業務関連性があると考えられるものもあり、全く連結対象としないうことも適当ではなく、また、特殊法人等と子会社との間の支配従属関係をもって、一律に各省庁等と特殊法人等の子会社の間にも特殊法人等と同様の業務関連性があるとみなすことも適当ではない。</p> <p>・このため、特殊法人等の子会社のうち、特殊法人等から出資を受けているものについては、出資を介して特殊法人等の子会社に対する各省庁からの間接的な監督権限及び間接的な財政支出があり、各省庁等と一定の業務関連性を有していると考え、このような特殊法人等の子会社について連結対象とすることとした。</p>	<p>・地方独立行政法人の特定関連会社についても、地方独立行政法人とともに連結の対象。</p> <p>・第三セクターの子会社で、地方公共団体及び一または二以上の出資比率50%以上の第三セクターが合わせて資本金等の50%以上を出資している子会社についても、連結の対象。</p>			<p><u>○いわゆる孫会社に相当するレベルの範囲</u></p> <p>・連結対象をどのように決めるかによって、孫会社に相当するレベルにどこまで含めるかが影響を受けるのではないかと考える。</p>
連結の方法	<p>・企業会計の連結の方法を準用して連結財務書類を作成することとするが、業務関連性による連結の判断や資本連結の方法など、一部企業会計と異なる処理を行う。</p> <p>・会計処理の統一については、特殊法人等の既存の財務諸表を利用し、特殊法人等に特有の会計処理について、連結に際して必要な修正を行う。</p> <p>・企業会計においては、連結に際して、子会社の資産及び負債の時価評価を行うこととしているが、これは、子会社化を子会社の「取得」と考えることを前提とした処理である。しかし、特殊法人等に対する出資を企業会計にいう支配権の獲得と同様に考えることはできないことから、特殊法人等の「取得」という考え方をとることは適当ではないと考えられる。このため、連結に際しては、企業会計における支配獲得時の子会社の資産及び負債の</p>	<p>・連結に際しては会計基準の統一は行わず、連結対象法人の財務会計書類の金額を基礎として連結を行う。</p> <p>・地方独立行政法人においては、運営費交付金等が負債計上されている場合や退職手当に係る引当金が計上されていない場合等は、運営費交付金については負債から純資産へ振り替え、退職手当に係る引当金は所要額等を計上する等、連結に際して必要な調整を行う。</p> <p>・連結対象法人が、それぞれの会計基準に則って資産及び負債を適正に評価した金額をもって連結を行う。</p> <p>・具体的な連結の手法</p> <p>① 地方公共団体単体財務書類及び連結対象法人の財務書類の金額を基礎とし、全てのデータを単純合算。</p> <p>② 連結に際しての調整を行う。</p> <p>一比例連結を行う一部事務組合・広域連</p>	<p>・連結附属明細書のうち各連結財務書類の内訳表に記載される各会計及び団体の財務書類は、各会計及び団体固有の会計処理に従って作成されたものとし、作成要領等に基づいて連結財務書類作成のために行った所要の修正・組替等については、各連結財務書類の内訳表における相殺消去等の列に含めるものとする。ただし、各会計及び団体において作成していない財務書類については、連結財務書類作成のために作成した各会計及び団体の財務書類を内訳表に記載する。</p> <p>・相殺消去等を含めた重要な修正・組替等については、会計及び団体ごとにその内容と金額を附属明細書に記載するものとする。</p> <p>・各会計及び団体において貸借対照表を作成している場合における、公共資産等整備一般財源等及びその他一般財源等の算定については、他の各勘定科目残高に基づいて、普通会</p>	<p>・東京都も連結方式を採用している。ただし、最終の連結貸借対照表以外に、併記式の連結貸借対照表（法人種類毎に集計したものを併記するとともに、連結相殺消去欄を設けており、いわゆる連結精算表）を併せて公表している。</p>	<p><u>○会計を統一する方法（連結方式は妥当か）</u></p> <p>・連結方式：全ての会計の同一勘定を合算した上で内部取引を相殺消去する。</p> <p>・結合方式：全ての会計の同一勘定を単純に合算する。</p> <p>・併記方式：全ての会計の決算書を並べて表記する。</p> <p>・会計の多様性を勘案するならば、現実的な選択として結合方式（合算）か。ただし、合算した際の財務情報の有意性は確保できるのかの検討が必要と考える。</p> <p>・<u>退職給付の連結方法</u></p> <p>・<u>引当金項目等の発生主義による負債の認識</u></p> <p>・<u>偶発債務</u></p>

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
	<p>時価評価と同様の処理を行うこととしていない。</p> <p>・資産・負債差額の部の表示については、国の資産・負債差額の部と特殊法人等の資本の部では、その位置付け及び内容が大きく異なっているため、連結貸借対照表において、性格が異なる両者の資産・負債差額の内訳を詳細に表示した場合には、かえってその性格が理解し難いものになると考えられることから、連結貸借対照表においては、資産と負債の差額を一括して「資産・負債差額」として表示。</p>	<p>合等に係る経費負担割合等による調整</p> <p>一地方独立行政法人固有の会計処理の調整</p> <p>一連結調整日の調整、等</p> <p>③ 企業会計に準拠して相互間の投資・資本及び債権・債務の相殺消去を行い、純計を示す。</p> <p>一地方公共団体単体財務書類に計上されている連結対象法人に対する投資及び出資金と、連結対象法人の資本金等は相殺消去。</p> <p>一地方公共団体と連結対象法人の間の貸付金・借入金等の債権債務は相殺消去</p> <p>一地方公共団体と連結対象法人の間の内部取引である補助金支出と補助金収入や受取利息と支払利息は相殺消去。</p> <p>一例えば、地方三公社から普通会計に対して資産の売却がある場合、当該資産の売却はなかったものとして取引の消去を行う。</p>	<p>計と同様の方法により計算するものとする。</p> <p>したがって、特定の勘定科目が対応するものではないことに留意する。</p> <p>・有形固定資産（売却可能資産を除く）の評価基準は原則としてすべて公正価値（再調達価値）とする。ただし、棚卸資産については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における将来負担比率を算定する際的评价基準を用いることとする。</p> <p>・簡便的な方法として、当面は取得原価による評価もできることとするが、土地については速やかに台帳を整備し、公正価値による評価に移行しなければならない。</p> <p>・ただし、固定資産の減損に係る会計基準もしくはそれに準ずる会計基準が適用されている団体については、各団体の作成する財務書類に計上された帳簿価値を付すものとする。</p>		
少数株 主持分	<p>・国の財務書類は、各省庁の持分保有者のために作成されるといった親会社説的な考え方は採り得ず、国民全体に開示されるものであるから、他省庁、他会計及び民間企業等からの出資に相当する部分を負債又は独立の項目として表示する必要はない。</p>	<p>・連結対象法人の資本等のうち、地方公共団体に帰属しない部分（他団体及び民間出資分）は、少数株主持分とする。</p>			
連結財務書類の位置付け	<p>・連結財務書類は参考情報として位置付け。</p>				
連結財務報告書の様式(表示)				<p>・単独と比べて要約した勘定科目を使用している。なお、正味財産の部については、普通会計と（普通会計の範囲外の）特別会計の正味財産を「正味財産」とし、それ以外の公営</p>	

項目	国の財務書類及び省庁別財務書類 (省庁別財務書類作成基準)	地方公共団体の財務書類 (基準モデル)	地方公共団体の財務書類 (改訂モデル)	地方公共団体の財務書類 (東京都方式)	想定される論点 (基準の主要な差異と統一の方向性)
方法)				企業と東京都監理団体の資産・負債差額を「剰余金」として並べている	

独立行政法人と地方独立行政法人の会計基準の比較（主たる項目について）

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
目的	独立行政法人の業務の遂行状況の適正な把握並びに業績の適正な評価に資する財務情報の提供。	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の遂行状況の適正な把握並びに業績の適正な評価に資する財務情報の提供。	地方独立行政法人の業務の遂行状況の適正な把握並びに業績の適正な評価に資する財務情報の提供。	公営企業型地方独立行政法人の業務の遂行状況の適正な把握並びに業績の適正な評価に資する財務情報の提供。	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 効率的、効果的な業務の実施に資するため、原則として企業会計原則を導入。 ただし、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な会計処理の工夫。 企業会計の最新の基準に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人会計基準は、「独立行政法人会計基準」を参考として作成。 ただし、①国立大学法人及び大学共同利用機関法人（国立大学法人等）の主たる業務内容が教育・研究であること、②学生納付金や附属病院収入等の固有多額の収入を有すること、③国立大学法人間における一定の統一的取扱いが必要とされること、などの特性に配慮して、必要な修正を実施。 具体的には、①収益化の進行基準に、原則として期間進行基準を採用、②授業料の負債計上、③教育研究のために使用する図書は、金額の如何にかかわらず資産計上、使用中は減価償却処理を行わないこと、④附属病院を有する国立大学法人については附属病院を対象に、大学共同利用機関法人については大学共同利用機関を対象にセグメント情報の開示義務付け、⑤たな卸資産の評価方法など。 その他の項目は、基本的に独立行政法人会計基準に同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方独立行政法人会計基準は、「独立行政法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準」を参考として作成。 ただし、主たる業務内容が教育・研究であること等、公立大学の特性を踏まえて、一定の会計基準を追加。 具体的には、①収益化の進行基準に、原則として期間進行基準を採用、②授業料の負債計上など。 その他の項目は、基本的に独立行政法人会計基準に同じ。 なお、独立行政法人会計基準における平成17年6月改訂(減損会計対応)及び平成19年11月改訂(会社法施行対応)に係る対応については、現時点では未対応。これらに係る修正については、地方独立行政法人会計基準等研究会において、平成20年3月目途に検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業型地方独立行政法人会計基準は、「独立行政法人会計基準」を参考として作成。 原則として独立採算制を採ること等の公営企業型の特性を踏まえるとともに、地方公営企業との整合性にも考慮する観点から、公営企業型に適用される会計基準を公営企業型以外に適用される会計基準とは別に体系定に整理。 公営企業型の財務諸表の体系は公営企業型以外の地方独立行政法人と同様に整理。 しかし、公営企業型の会計基準は、地方公営企業と同様、独立採算原則に立ちつつ経費の負担の原則により設立団体に負担義務が生じるといった特性を踏まえた基準として整理。(とすれば曖昧になりがちな設立団体と地方独法との責任分担を中期計画において事前に明確にすることを求め、その計画に沿った会計処理を行うこととする仕組みとしたことで、事後的に適切な地方独法の業績評価を可能とする観点)。 特に補助金、負担金等に関し、料金助成又は資本助成という性格を事前に確認した上で、それぞれに対応した会計処理を整理。 実質資本の維持が必要な公営企業型の特性を踏まえ、利益剰余金（積立金）から資本剰余金への移行を進めることにより、継続的かつ安定的サービス提供を確保。 複数の事業を行う地方独法において、各事業が独立採算原則に立って運営されることを踏まえ、事業ごとに区分経理を導入。 なお、独立行政法人会計基準における平成17年6月改訂(減損会計対応)及び平成19年11月改訂(会社法施行対応)に係る対応につい 	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
				ては、現時点では未対応。これらに係る修正については、地方独立行政法人会計基準等研究会において、平成20年3月目途に検討中。	
作成対象	・独立行政法人 ・連結対象：特定関連会社（独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社で、議決権の過半数を所有していると認められる場合。議決権の過半数を所有していない場合でも、一定の要件で特定関連会社に該当する場合あり。）	・国立大学法人、大学共同利用機関法人 ・連結対象：特定関連会社（国立大学法人等が出資する会社で、議決権の過半数を所有していると認められる場合。議決権の過半数を所有していない場合でも、一定の要件で特定関連会社に該当する場合あり。）	・地方独立行政法人 ・連結対象：特定関連会社（地方独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社で、議決権の過半数を所有していると認められる場合。議決権の過半数を所有していない場合でも、一定の要件で特定関連会社に該当する場合あり。）	・公営企業型地方独立行政法人 ・連結対象：特定関連会社（公営企業型地方独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社で、議決権の過半数を所有していると認められる場合。議決権の過半数を所有していない場合でも、一定の要件で特定関連会社に該当する場合あり。）	
作成する財務書類	・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益の処分または損失の処理に関する書類 ・行政サービス実施コスト計算書 ・附属明細書	・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益の処分または損失の処理に関する書類 ・国立大学法人等実施コスト計算書 ・附属明細書	・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益の処分または損失の処理に関する書類 ・行政サービス実施コスト計算書 ・附属明細書	・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益の処分または損失の処理に関する書類 ・行政サービス実施コスト計算書 ・附属明細書	
作成方法	・独立行政法人は、その財政状態及び運営状況に関するすべての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成。独立行政法人の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成。	・国立大学法人等は、その財政状態及び運営状況に関するすべての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成。国立大学法人等の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成。	・地方独立行政法人は、その財政状態及び運営状況に関するすべての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成。地方独立行政法人の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成。	・公営企業型地方独立行政法人は、その財政状態及び運営状況に関するすべての取引及び事象について、複式簿記により体系的に記録し、正確な会計帳簿を作成。公営企業型地方独立行政法人の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成。	
ストック情報の扱い	貸借対照表（「資産の部」「負債の部」及び「純資産の部」の3区分）	貸借対照表（「資産の部」「負債の部」及び「純資産の部」の3区分）	貸借対照表（「資産の部」「負債の部」及び「資本の部」*の3区分）※会社法施行対応が行われていないため、従前の資本の部という表現が残っているもの。	貸借対照表（「資産の部」「負債の部」及び「資本の部」*の3区分）※会社法施行対応が行われていないため、従前の資本の部という表現が残っているもの。	
資産	⑨ 資産の定義：過去の取引または事象の結果として独立行政法人が支配する資源であって、それにより独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるもの。 ⑩ 資産及び負債の科目の配列は、流動性配列法。 ⑪ 資産の価額は、原則として、取得原価を基礎として計上。	① 資産の定義：過去の取引または事象の結果として国立大学法人等が支配する資源であって、それにより教育・研究の実施能力又は将来の経済的便益が期待されるもの。 ② 資産及び負債の科目の配列は、固定性配列法。 ③ 資産の価額は、原則として、取得原価を基礎として計上。 ④ 資産は、固定資産と流動資産に分類。固定	① 資産の定義：過去の取引または事象の結果として地方独立行政法人が支配する資源であって、それにより地方独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるもの。 ② 資産及び負債の科目の配列は、固定性配列法。 ③ 資産の価額は、原則として、取得原価を基礎として計上。	① 資産の定義：過去の取引または事象の結果として公営企業型地方独立行政法人が支配する資源であって、それにより公営企業型地方独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるもの。 ② 資産及び負債の科目の配列は、固定性配列法。 ③ 資産の価額は、原則として、取得原価を基礎として計上。	○ <u>資産・負債の配列法</u> ○ <u>公立大学法人、公営企業型独立行政法人に固有の資産科目</u>

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	<p>⑫ 資産は、流動資産と固定資産に分類。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に分類。繰延資産は計上されない。</p> <p>⑬ 流動資産として、現金及び預金、有価証券、受取手形、売掛金、たな卸資産、前渡金、前払費用、未収収益、繰延税金資産、その他を分類表示。</p> <p>⑭ 有形固定資産として、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両その他の陸上運搬具、工具・器具及び備品、土地、建設仮勘定、その他を分類表示。</p> <p>⑮ 無形固定資産として、特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウェア、その他を分類表示。</p> <p>⑯ 投資その他の資産として、投資有価証券、関係会社株式、その他の関係会社有価証券、長期貸付金、役員・職員及び関係法人に対する長期貸付金、破産債権・再生債権・更生債権その他これらに準ずる債権、長期前払費用、繰延税金資産、未収財源措置予定額、その他を分類表示。</p> <p>⑰ 有価証券の評価基準;保有目的により区別。売買目的有価証券は時価評価し、評価差額は当期の損益、満期保有目的の債券及び関係会社株式は原則取得原価、その他有価証券は時価評価し、評価差額は純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替え。</p> <p>⑱ たな卸資産の評価基準;原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに先入先出法等のあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>⑲ 減価償却の方法は、有形固定資産及び無形固定資産いずれも、原則として定額法。</p>	<p>資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に分類。繰延資産は計上されない。</p> <p>⑤ 流動資産として、現金及び預金、未収入金、受取手形、有価証券、たな卸資産、医薬品及び診療材料、前渡金、前払費用、未収収益、その他を分類表示。</p> <p>⑥ 有形固定資産として、土地、建物、構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品、図書、美術品・收藏品、船舶、車両その他の陸上運搬具、建設仮勘定、その他を分類表示。</p> <p>⑦ 無形固定資産として、特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウェア、その他を分類表示。</p> <p>⑧ 投資その他の資産として、投資有価証券、関係会社株式、その他の関係会社有価証券、長期貸付金、関係法人に対する長期貸付金、破産債権・再生債権・更生債権その他これらに準ずる債権、長期前払費用、未収財源措置予定額、その他を分類表示。</p> <p>⑨ 有価証券の評価基準;保有目的により区別。売買目的有価証券は時価評価し、評価差額は当期の損益、満期保有目的の債券及び関係会社株式は原則取得原価、その他有価証券は時価評価し、評価差額は純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替え。</p> <p>⑩ たな卸資産の評価基準;原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに原則として移動平均法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>⑪ 減価償却の方法は、有形固定資産及び無形固定資産いずれも、原則として定額法。</p>	<p>④ 資産は、固定資産と流動資産に分類。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に分類。繰延資産は計上されない。</p> <p>⑤ 流動資産として、現金及び預金、有価証券、受取手形、未収入金、たな卸資産、医薬品及び診療材料(公立大学法人に限る)、前渡金、前払費用、未収収益、その他を分類表示。</p> <p>⑥ 有形固定資産として、土地、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両その他の陸上運搬具、工具・器具及び備品、図書、美術品・收藏品、建設仮勘定、その他を分類表示。</p> <p>⑦ 無形固定資産として、特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウェア、その他を分類表示。</p> <p>⑧ 投資その他の資産として、投資有価証券、関係会社株式、その他の関係会社有価証券、長期貸付金、役員・職員及び関係法人に対する長期貸付金、破産債権・再生債権・更生債権その他これらに準ずる債権、長期前払費用、未収財源措置予定額、その他を分類表示。</p> <p>⑨ 有価証券の評価基準;保有目的により区別。売買目的有価証券は時価評価し、評価差額は当期の損益、満期保有目的の債券及び関係会社株式は原則取得原価、その他有価証券は時価評価し、評価差額は純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替え。</p> <p>⑩ たな卸資産の評価基準;原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに先入先出法等のあらかじめ定めた方法(公立大学法人は原則として移動平均法)を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p>	<p>④ 資産は、固定資産と流動資産に分類。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に分類。繰延資産は計上されない。</p> <p>⑤ 流動資産として、現金及び預金、有価証券、受取手形、未収入金、たな卸資産、前渡金、前払費用、未収収益、その他を分類表示。</p> <p>⑥ 有形固定資産として、土地、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両その他の陸上運搬具、工具・器具及び備品、建設仮勘定、その他を分類表示。</p> <p>⑦ 無形固定資産として、営業権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウェア、その他を分類表示。</p> <p>⑧ 投資その他の資産として、投資有価証券、関係会社株式、その他の関係会社有価証券、長期貸付金、役員・職員及び関係法人に対する長期貸付金、破産債権・再生債権・更生債権その他これらに準ずる債権、長期前払費用、未収財源措置予定額、その他を分類表示。</p> <p>⑨ 有価証券の評価基準;保有目的により区別。売買目的有価証券は時価評価し、評価差額は当期の損益、満期保有目的の債券及び関係会社株式は原則取得原価、その他有価証券は時価評価し、評価差額は純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替え。</p> <p>⑩ たな卸資産の評価基準;原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに先入先出法等のあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>⑪ 減価償却の方法は、有形固定資産については定額法又は定率法、無形固定資産については定額法によるほか、同種の物品が多数</p>	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
			⑪ 減価償却の方法は、有形固定資産及び無形固定資産いずれも、原則として定額法。	集まって一つの全体を構成し、老朽部品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産については、取替法によることができる。	
負債	<p>⑩ 負債の定義；過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が独立行政法人に対して、将来、サービスの提供又は経済的便益の減少を生じさせるもの。</p> <p>⑪ 負債は、流動負債及び固定負債に分類。</p> <p>⑫ 引当金の定義；将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として流動負債又は固定負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。また、法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。</p> <p>⑬ 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上。退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基金から支給される年金給付、退職共済年金に係る整理資源負担及び恩給負担金に係る債務が含まれる。ただし、退職給付債務について、次の要件に該当する場合には退職給付引当金は計上しない。(1) 退職一時金については、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合、(2) 年金債務の</p>	<p>① 負債の定義；過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が国立大学法人等に対して、将来、教育・研究の実施又は経済的便益の減少を生じさせるもの。</p> <p>② 負債は、固定負債及び流動負債に分類。</p> <p>③ 引当金の定義；将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として流動負債又は固定負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。また、法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。</p> <p>④ 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上。退職給付債務には、退職一時金のほか、厚生年金基金から支給される年金給付に係る債務が含まれる。ただし、退職給付債務について、次の要件に該当する場合には退職給付引当金は計上しない。(1) 退職一時金については、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合、(2) 年金債務のうち厚生</p>	<p>① 負債の定義；過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が地方独立行政法人に対して、将来、サービスの提供又は経済的便益の減少を生じさせるもの。</p> <p>⑥ 負債は、固定負債及び流動負債に分類。</p> <p>⑦ 引当金の定義；将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として流動負債又は固定負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。また、法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。</p> <p>⑧ 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上。ただし、退職給付債務について、退職給付に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合には退職給付引当金は計上されない。</p>	<p>① 負債の定義；過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が公営企業型地方独立行政法人に対して、将来、サービスの提供又は経済的便益の減少を生じさせるもの。</p> <p>② 負債は、固定負債及び流動負債に分類。</p> <p>③ 引当金の定義；将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として流動負債又は固定負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する。ただし、引当金のうち資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。また、法令中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。</p> <p>⑪ 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上。ただし、退職給付債務について、退職給付に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合には退職給付引当金は計上されない。</p>	<p>○退職給付引当金の計上</p> <p>・独立行政法人及び地方独立行政法人においては、退職給付の財源措置が運営費交付金により行われる場合には退職給付引当金を計上しないのに対して、公営企業型独立行政法人においては、独立採算制が前提とされるので、基本的に退職給付引当金は計上。</p>

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	<p>うち厚生年金基金から支給される年金給付については、厚生年金基金に払い込むべき掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び厚生年金基金に積立不足がある場合には、当該積立不足額とその解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合、(3) 年金債務のうち退職共済年金に係る整理資源及び恩給負担金については、整理資源及び恩給負担金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合</p> <p>⑭ 流動負債として、運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等、預り寄附金、短期借入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、繰延税金負債、前受金、前受収益、引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)、その他の負債を分類表示。</p> <p>⑮ 固定負債として、資産見返負債、長期預り補助金等、長期預り寄附金、(何)債券、長期借入金、繰延税金負債、退職給付に係る引当金、引当金(退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金で、一年以内に使用されないもの)、その他の負債を分類表示。</p>	<p>年金基金から支給される年金給付については、厚生年金基金に払い込むべき掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び厚生年金基金に積立不足がある場合には、当該積立不足額とその解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合、</p> <p>⑤ 流動負債として、運営費交付金債務、授業料債務、預り施設費、預り補助金等、寄附金債務、前受託研究費等、前受託事業費等、前受金、預り金、短期借入金、一年以内返済予定長期借入金、一年以内償還予定国立大学法人等債、未払金、前受収益、未払費用、未払消費税等、引当金、その他を分類表示。</p> <p>⑥ 固定負債として、資産見返負債、長期寄附金債務、長期前受託研究費等、長期前受託事業費等、国立大学財務・経営センター債務負担金、長期借入金、国立大学法人等債、引当金、長期未払金、その他を分類表示。</p>	<p>⑨ 流動負債として、運営費交付金債務、授業料債務(公立大学法人のみ)、預り施設費、預り補助金等、寄附金債務、前受託研究費等(公立大学法人のみ)、前受託事業費等(公立大学法人のみ)、短期借入金、未払金、未払費用、未払消費税等、前受金、預り金、前受収益、引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)、その他の負債を分類表示。</p> <p>⑩ 固定負債として、資産見返負債、長期預り補助金等、長期寄附金債務、長期前受託研究費等(公立大学法人のみ)、長期前受託事業費等(公立大学法人のみ)、長期借入金、退職給付に係る引当金、引当金(退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金で、一年以内に使用されないもの)、長期未払金、その他の負債を分類表示。</p>	<p>⑫ 流動負債として、運営費負担金債務、運営費交付金債務、預り特定施設費、預り補助金等、預り工事負担金等、寄附金債務、短期借入金、未払金、未払費用、未払消費税等、前受金、預り金、前受収益、引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)、その他の負債を分類表示。</p> <p>⑨ 固定負債として、資産見返負債、長期預り補助金等、長期預り工事負担金等、長期寄附金債務、長期借入金、移行前地方債償還債務、退職給付に係る引当金、引当金(退職給付に係る引当金及び資産に係る引当金以外の引当金で、一年以内に使用されないもの)、長期未払金、その他の負債を分類表示。</p>	<p>○公立大学法人、公営企業型地方独立行政法人に固有の負債科目</p>
資産・負債差額(純資産)	<p>①純資産の定義：独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するもの。</p> <p>②純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余</p>	<p>①純資産の定義：国立大学法人等の業務を確実に実施するために与えられた財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するもの。</p> <p>②純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余</p>	<p>①資本の定義：地方独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するもの。</p> <p>②資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余</p>	<p>①資本の定義：公営企業型地方独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するもの。</p> <p>②資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余</p>	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	<p>金に分類。</p> <p>③資本剰余金の計上：独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上。</p>	<p>金に分類。</p> <p>③資本剰余金の計上：国立大学法人等が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、国立大学法人等の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上。</p>	<p>に分類。</p> <p>③資本剰余金の計上：地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、地方独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上。</p>	<p>に分類。</p> <p>③資本剰余金の計上：公営企業型地方独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、公営企業型独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上。</p>	
フロー情報の扱い	<p>①損益計算書（「経常損益計算」及び「純損益計算」に区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常損益計算の区分は、独立行政法人の業務活動から生じた費用及び収益を記載して、経常利益を計算。 ・純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、減損損失、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算。 ・純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を記載し、当期総利益を計算。 <p>②行政サービス実施コスト計算書：行政サービス実施コストは、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストであり、独立行政法人会計基準固有の概念として導入。</p>	<p>①損益計算書（「経常損益計算」及び「純損益計算」に区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常損益計算の区分は、国立大学法人等の業務活動から生じた費用及び収益を記載して、経常利益を計算。 ・純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、減損損失、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算。 ・純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を記載し、当期総利益を計算。 <p>②国立大学法人等業務実施コスト計算書：国立大学法人等業務実施コストは、国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストであり、国立大学法人会計基準固有の概念として導入。</p>	<p>①損益計算書（「経常損益計算」及び「純損益計算」に区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常損益計算の区分は、地方独立行政法人の業務活動から生じた費用及び収益を記載して、経常利益を計算。 ・純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算。 ・純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を記載し、当期総利益を計算。 <p>②行政サービス実施コスト計算書：行政サービス実施コストは、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストであり、地方独立行政法人会計基準固有の概念として導入。</p>	<p>①損益計算書（「営業損益計算」「経常損益計算」及び「純損益計算」に区分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業損益計算の区分は、公営企業型地方独立行政法人の業務活動から生じた費用及び収益を記載して、営業利益を計算。 ・経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損益に属さないものを記載して、経常利益を計算。 ・純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、固定資産売却損益、災害損失等の臨時損益を記載し、当期純利益を計算。 ・純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を記載し、当期総利益を計算。 <p>②行政サービス実施コスト計算書：行政サービス実施コストは、公営企業型地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト（当期時点でコストが発生しているもので、将来的には料金による回収が予定されているが未だ受益者により負担されていないものも含む。）であり、公営企業型地方独立行政法人会計基準固有の概念として導入。</p>	<p>○損益計算書の区分の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業型地方独立行政法人のみ、営業損益計算を加えた三区区分。 <p>○行政サービス実施コストの範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業型地方独立行政法人は、将来的な料金回収予定があるものの、現時点で受益者により負担されていないものも含めている。
費用	<p>①費用の定義：サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、独立行政法人の財産的基礎を減少さ</p>	<p>①費用の定義：教育・研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人等の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、国立大学法人等の財産的基礎を</p>	<p>①費用の定義：サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、地方独立行政法人の財産的基礎</p>	<p>①費用の定義：サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、公営企業型地方独立行政法人の</p>	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	<p>せる資本取引によってもたらされるものを除くもの。</p> <p>②経常費用として、業務費、一般管理費、財務費用、雑損に分類表示。</p> <p>③業務費及び一般管理費については、これらを構成する費用の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示。</p>	<p>減少させる資本取引によってもたらされるものを除くもの。</p> <p>②経常費用として、業務費、一般管理費、財務費用、雑損に分類表示。</p> <p>③業務費及び一般管理費については、これらを構成する費用の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示。</p>	<p>を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くもの。</p> <p>②経常費用として、業務費、一般管理費、財務費用、雑損に分類表示。</p> <p>③業務費及び一般管理費については、これらを構成する費用の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示。</p>	<p>財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くもの。</p> <p>②営業費用として、(何) 事業費、一般管理費、雑支出に分類表示。営業外費用として、財務費用、雑支出に分類表示。臨時損失として、固定資産除却損などに分類表示。</p> <p>③業務費及び一般管理費については、これらを構成する費用の内容に応じて区分し、それぞれにその内容を表す適切な名称を付して表示。</p>	<p>○費用の内訳項目</p> <p>・公営企業型独立行政法人では、営業損益計算区分を設けているから、営業費用、営業外費用の概念を設定。</p>
収益	<p>① 収益の定義：サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）をもたらし経済的便益の増加であって、独立行政法人の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くもの。</p> <p>② 経常収益として、運営費交付金収益、(何)手数料収入、(何)入場料収入、受託収入、補助金等収益、財源措置予定額収益、寄附金収益、財務収益、雑益等に分類表示。</p>	<p>① 収益の定義：教育・研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人等の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）をもたらし経済的便益の増加であって、国立大学法人等の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くもの。</p> <p>② 経常収益として、運営費交付金収益、授業料収益、入学金収益、検定料収益、附属病院収益、受託研究等収益、受託事業等収益、寄附金収益、財務収益、雑益等に分類表示。</p>	<p>①収益の定義：サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）をもたらし経済的便益の増加であって、地方独立行政法人の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くもの。</p> <p>②経常収益として、運営費交付金収益、(何)手数料収入、(何)入場料収入、受託収入、補助金等収益、財源措置予定額収益、寄附金収益、財務収益、雑益等に分類表示。</p>	<p>①収益の定義：サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の公営企業型地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）をもたらし経済的便益の増加であって、公営企業型地方独立行政法人の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くもの。</p> <p>②営業収益として、(何) 事業収益、運営費負担金収益、運営費交付金収益、(何) 手数料収入、(何)入場料収入、受託収入、雑益等に分類表示。営業外収益として、運営費負担金収益、運営費交付金収益、補助金等収益、工事負担金等収益、財源措置予定額収益、寄附金収益、財務収益、雑益等に分類表示。臨時利益に固定資産売却益等を分類表示。</p>	<p>○収益の内訳項目</p> <p>・公営企業型独立行政法人では、営業損益計算区分を設けているから、営業収益、営業外収益の概念を設定。</p>
資産・負債 差額増減 計算書（純 資産変動 計算書）	なし	なし	なし	なし	
収支別収 支計算書 （資金収 支計算書）	<p>① 独立行政法人のキャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、手元現金及び要求払預金。</p> <p>② キャッシュ・フロー計算書は、業務活動によ</p>	<p>① 国立大学法人等のキャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、手元現金及び要求払預金。</p> <p>② キャッシュ・フロー計算書は、業務活動によ</p>	<p>①地方独立行政法人のキャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、手元現金及び要求払預金。</p> <p>②キャッシュ・フロー計算書は、業務活動によ</p>	<p>①公営企業型地方独立行政法人のキャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、手元現金及び要求払預金。</p> <p>②キャッシュ・フロー計算書は、業務活動によ</p>	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	<p>るキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分。</p> <p>③ 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>④ 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>⑤ 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>⑥ 国庫納付及び法人税等に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載。</p> <p>⑦ 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載。</p>	<p>るキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分。</p> <p>③ 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>④ 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>⑤ 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>⑥ 国庫納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載。</p> <p>⑦ 受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載。</p>	<p>るキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分。</p> <p>③ 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>④ 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>⑤ 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>⑥ 設立団体納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載。</p> <p>⑦ 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載。ただし、公立大学法人については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載。</p>	<p>るキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分。</p> <p>③ 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>④ 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、固定資産の取得及び売却、投資資産の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>⑤ 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載。</p> <p>⑥ 設立団体納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載。</p> <p>⑦ 受取利息、受取配当及び支払利息に係るキャッシュ・フローは、いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載。</p>	<p>○公立大学法人特有のキャッシュ・フローの扱い</p>
独立行政法人に固有の会計処理	<p>・独立行政法人に固有の会計処理として、「運営費交付金の会計処理」「施設費の会計処理」「補助金等の会計処理」「事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」「寄附金の会計処理」「サービスの提供等による収益の会計処理」「特定の償却資産の減価に係る会計処理」「賞与引当金に係る会計処理」「退職給付に係る会計処理」「債権発行差額の会計処理」「法令に基づく引当金等」「信用の供与を主たる業務としている独立行政法人における債務保証の会計処理」「退職共済年金に係る共済組合への負担金の会計処</p>	<p>①国立大学法人等に固有の会計処理として、「運営費交付金等の会計処理」「施設費の会計処理」「補助金等の会計処理」「事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」「寄附金の会計処理」「教育・研究の実施等による収益の会計処理」「特定の償却資産の減価に係る会計処理」「退職給付に係る会計処理」「債権発行差額の会計処理」「退職共済年金に係る共済組合への負担金の会計処理」「毎事業年度の利益処分」「中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分」「目的積立金を取り崩す場合の会計処理」を規定。</p>	<p>①地方独立行政法人に固有の会計処理として、「運営費交付金の会計処理」「施設費の会計処理」「補助金等の会計処理」「事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」「寄附金の会計処理」「サービスの提供等による収益の会計処理」「特定の償却資産の減価に係る会計処理」「賞与引当金に係る会計処理」「退職給付に係る会計処理」「退職共済年金に係る共済組合への負担金の会計処理」「毎事業年度の利益処分」「中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分」「目的積立金を取り崩す場合の会</p>	<p>1 公営企業型地方独立行政法人に固有の会計処理として、「運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金等により固定資産を取得する場合の会計処理」「運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」「特定施設費の会計処理」「補助金等及び工事負担金等の会計処理」「事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」「寄附金の会計処理」「サービスの提供等による収益の会計処理」「特定の償却資産の減価に係る会計処理」「退職給付に係る会計処理」「退職共済年金に係る共済組合への</p>	<p>○公営企業型地方独立行政法人に固有の会計処理</p> <p>・公営企業型地方独立行政法人の特性(独立採算制)を前提とした、運営費負担金の会計処理</p> <p>○公立大学法人に固有の会計処理</p> <p>・授業料の会計処理</p>

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	理」「毎事業年度の利益処分」「中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分」「目的積立金を取り崩す場合の会計処理」を規定。	<p>※最新の基準を要確認</p> <p>②国立大学法人等が当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運営費交付金債務と同様に整理。国立大学法人等については、運営費交付金債務及び授業料債務の収益化は原則として期間進行基準により行う。</p>	<p>計処理」を規定。</p> <p>②公立大学法人が当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運営費交付金債務と同様に整理。公立大学法人については、運営費交付金債務及び授業料債務の収益化は原則として期間進行基準により行う。</p>	<p>負担金の会計処理」「毎事業年度の利益処分」「中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分」「目的積立金を取り崩す場合の会計処理」を規定。</p> <p>②公営企業型地方独立行政法人は、独立採算原則に基づいて経営されることから、経営に伴う収入（料金等）により、その費用が賄われる。ただし、地方独立行政法人法第85条第1項に規定するように、その性質上公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費又はその性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、設立団体が負担する。この設立団体が負担すべき経費については、別途示す運営費負担金等負担基準を踏まえ、設立団体が負担する。公営企業型地方独立行政法人については、この設立団体からの運営費負担金、運営費交付金等を除き、独立採算制に基づいた経営を求められているところ。かかる観点から、設立団体の承認する中期計画において、料金、運営費負担金、運営費交付金、補助金等及び工事負担金の財源構成について損益が均衡するよう、定めておく。</p>	
減損会計	減損会計として、「本基準の目的と減損の定義」「対象資産」「減損の兆候」「減損の認識」「減損額の測定」「減損額の会計処理」「資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」「行政サービス実施コスト」「貸借対照表における表示」「減損処理後の会計処理」「注記」に係る規定を有する。	<p>※減損会計を要確認</p>	<減損会計に係る会計基準を追加検討中>	<減損会計に係る会計基準を追加検討中>	<p>○公営企業型地方独立行政法人に固有の減損会計基準</p> <p>・独立採算制を前提とした法人の特性を反映して、独立行政法人とは異なる減損会計となることが想定される。</p>
連結財務書類	①連結財務諸表は、独立行政法人とその出資先の会社等（関係法人）を公的な資金が供給され	①連結財務諸表は、国立大学法人等とその出資先の会社等（関係法人）を公的な資金が供給され	①連結財務諸表は、地方独立行政法人とその出資先の会社等（関係法人）を公的な資金が供給され	①連結財務諸表は、公営企業型地方独立行政法人とその出資先の会社等（関係法人）を公的な	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	<p>ている一つの会計主体として捉え、独立行政法人が関係法人集団（独立行政法人及び関係法人の集団）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成。</p> <p>②独立行政法人の連結財務諸表の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> －連結貸借対照表 －連結損益計算書 －連結キャッシュ・フロー計算書 －連結剰余金計算書 －連結附属明細書 	<p>れている一つの会計主体として捉え、国立大学法人等が関係法人集団（国立大学法人等及び関係法人の集団）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成。</p> <p>②国立大学法人等の連結財務諸表の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> －連結貸借対照表 －連結損益計算書 －連結キャッシュ・フロー計算書 －連結剰余金計算書 －連結附属明細書 	<p>されている一つの会計主体として捉え、地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成。</p> <p>②地方独立行政法人の連結財務諸表の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> －連結貸借対照表 －連結損益計算書 －連結キャッシュ・フロー計算書 －連結剰余金計算書 －連結附属明細書 	<p>資金が供給されている一つの会計主体として捉え、公営企業型地方独立行政法人が関係法人集団（地方独立行政法人及び関係法人の集団）の財政状態及び運営状況を総合的に報告するために作成。</p> <p>②公営企業型地方独立行政法人の連結財務諸表の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> －連結貸借対照表 －連結損益計算書 －連結キャッシュ・フロー計算書 －連結剰余金計算書 －連結附属明細書 	
連結対象	・原則としてすべての特定関連会社。	・原則としてすべての特定関連会社。	・原則としてすべての特定関連会社。	・原則としてすべての特定関連会社。	
連結の考え方	<p>①連結の対象となる特定関連会社とは、独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>ウ 役員若しくは職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合</p> <p>エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し独立行政法人の承認を要する契約等が存在する</p>	<p>①連結の対象となる特定関連会社とは、国立大学法人等が出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>ウ 役員若しくは教職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合</p> <p>エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し国立大学法人等の承認を要する契約等が存在する場合</p>	<p>①連結の対象となる特定関連会社とは、地方独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>ウ 役員若しくは職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合</p> <p>エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し独立行政法人の承認を要する契約等が存在する</p>	<p>①連結の対象となる特定関連会社とは、公営企業型地方独立行政法人が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>(1) 会社の議決権の過半数を所有しているという事実が認められる場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>イ 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合</p> <p>ウ 役員若しくは職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合</p> <p>エ 重要な財務及び営業の方針決定に関し独立行政法人の承認を要する契約等が存在する</p>	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	<p>場合</p> <p>②独立行政法人が、会社の議決権の過半数を所有する場合であっても、当該議決権が、独立行政法人（独立行政法人の設立等に際し、その権利義務を承継した特殊法人等を含む。）の出資によるものでなく、かつ、特定の債務の償還財源に充てるため計画的に売却することが明らかである場合には、当該会社は連結の範囲に含めない。</p>		<p>場合</p>	<p>場合</p>	
持分法の適用	<p>①連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用。ただし、持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。</p> <p>②関連会社とは、独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社。</p> <p>③次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当。</p> <p>(1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 独立行政法人の役員若しくは職員である者又はこれらであった者（独立行政法人の設立に際し、権利義務を承継した特殊法人等の役員若しくは職員であった者を含む。）であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合</p>	<p>①連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用。ただし、持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。</p> <p>②関連会社とは、国立大学法人等及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社。</p> <p>③次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当。</p> <p>(1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 国立大学法人等の役員若しくは教職員である者又はこれらであった者（国立大学法人等の設立に際し、権利義務を承継した国立大学等の教職員であった者を含む。）であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合</p>	<p>①連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用。ただし、持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。</p> <p>②関連会社とは、地方独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社。</p> <p>③次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当。</p> <p>(1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 地方独立行政法人の役員若しくは職員である者又はこれらであった者であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合</p> <p>イ 地方独立行政法人が、重要な融資（債務保証又は担保の提供を含む。）を行っている場</p>	<p>①連結の範囲に含めない特定関連会社及び関連会社に対する出資については、原則として持分法を適用。ただし、持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。</p> <p>②関連会社とは、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社。</p> <p>③次の場合には、特定関連会社以外の会社の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該会社は関連会社に該当。</p> <p>(1) 特定関連会社以外の会社の議決権の百分の二十以上を実質的に所有している場合</p> <p>(2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の二十未満であっても、一定の議決権を有しており、かつ、次のような事実が認められる場合</p> <p>ア 公営企業型地方独立行政法人の役員若しくは職員である者又はこれらであった者であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合</p> <p>イ 公営企業型地方独立行政法人が、重要</p>	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	<p>イ 独立行政法人が、重要な融資（債務保証又は担保の提供を含む。）を行っている場合</p> <p>ウ 独立行政法人が、重要な技術を提供している場合</p> <p>エ 独立行政法人との間に、重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合</p> <p>オ 独立行政法人が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合</p>	<p>イ 国立大学法人等が、重要な融資（債務保証又は担保の提供を含む。）を行っている場合</p> <p>ウ 国立大学法人等が、重要な技術を提供している場合</p> <p>エ 国立大学法人等との間に、重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合</p> <p>オ 国立大学法人等が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合</p>	<p>合</p> <p>ウ 地方独立行政法人が、重要な技術を提供している場合</p> <p>エ 地方独立行政法人との間に、重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合</p> <p>オ 地方独立行政法人が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合</p>	<p>な融資（債務保証又は担保の提供を含む。）を行っている場合</p> <p>ウ 公営企業型地方独立行政法人が、重要な技術を提供している場合</p> <p>エ 公営企業型地方独立行政法人との間に、重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合</p> <p>オ 公営企業型地方独立行政法人が、財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在する場合</p>	
共管特殊法人等の連結省庁					
特殊法人等の子会社の取扱	<p>・独立行政法人及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなす。</p>	<p>・国立大学法人等及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなす。</p>	<p>・地方独立行政法人及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなす。</p>	<p>・公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社が、他の会社に出資又は投資を行い、多大な影響力を与えていると認められる場合における当該他の会社も、また、特定関連会社とみなす。</p>	
連結の方法	<p>①連結財務諸表は、関係法人集団に属する独立行政法人及び関係法人が準拠すべき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成。</p> <p>②同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び特定関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一。</p> <p>③ただし、資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。また、特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の</p>	<p>①連結財務諸表は、関係法人集団に属する国立大学法人等及び関係法人が準拠すべき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成。</p> <p>②同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、国立大学法人等及び特定関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 国立大学法人等固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として国立大学法人等の会計処理に統一。</p> <p>③ただし、資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。また、特定関連会社に対する国立大学法人等の出資が、当該特定関連会社が行</p>	<p>①連結財務諸表は、関係法人集団に属する地方独立行政法人及び関係法人が準拠すべき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成。</p> <p>②同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び特定関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として地方独立行政法人の会計処理に統一。</p> <p>③ただし、資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。また、特定関連会社に対する地方独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が</p>	<p>①連結財務諸表は、関係法人集団に属する公営企業型地方独立行政法人及び関係法人が準拠すべき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された個別財務諸表を基礎として作成。</p> <p>②同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一。</p> <p>③ただし、資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしない</p>	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
	<p>民間会社と共同して実施される場合であって、当該特定関連会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該特定関連会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>④連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、独立行政法人及び連結される特定関連会社相互間の出資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成。特定関連会社の資産及び負債のすべては、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価。独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去。特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去。連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去。</p> <p>⑤連結損益計算書は、独立行政法人及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成。連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去。連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去。</p>	<p>う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該特定関連会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該特定関連会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、国立大学法人等の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>④連結貸借対照表は、国立大学法人等及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、国立大学法人等及び連結される特定関連会社相互間の出資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成。特定関連会社の資産及び負債のすべては、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価。国立大学法人等の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去。特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、国立大学法人等の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去。連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去。</p> <p>⑤連結損益計算書は、国立大学法人等及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成。連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去。連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去。</p>	<p>行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該特定関連会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該特定関連会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、地方独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>④連結貸借対照表は、地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、独立行政法人及び連結される特定関連会社相互間の出資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成。特定関連会社の資産及び負債のすべては、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価。地方独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去。特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、地方独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去。連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去。</p> <p>⑤連結損益計算書は、地方独立行政法人及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成。連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺消去。連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去。</p>	<p>ことができる。また、特定関連会社に対する公営企業型地方独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該特定関連会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該特定関連会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>④連結貸借対照表は、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、独立行政法人及び連結される特定関連会社相互間の出資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成。特定関連会社の資産及び負債のすべては、特定関連会社に該当することとなった日の時価により評価。公営企業型地方独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本は、相殺消去。特定関連会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、公営企業型地方独立行政法人の特定関連会社に対する出資とこれに対応する特定関連会社の資本との相殺消去に準じて相殺消去。連結法人相互間の債権と債務とは、相殺消去。</p> <p>⑤連結損益計算書は、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社の個別損益計算書における費用、収益等の金額を基礎とし、連結法人相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成。連結法人相互間における役務の提供その他の取引に係る項目は、相殺</p>	

項目	独立行政法人会計基準	国立大学法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を紫字で表示)	地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を赤字で表示)	公営企業型地方独立行政法人会計基準 (独立行政法人会計基準との相違を青字で表示)	想定される論点 (基準の主要な差異)
				消去。連結法人相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現利益は、その全額を消去。	
少数株 主持分	・特定関連会社の資本のうち、独立行政法人に 帰属しない部分は、少数株主持分とする。	・特定関連会社の資本のうち、国立大学法人等 に帰属しない部分は、少数株主持分とする。	・特定関連会社の資本のうち、地方独立行政法 人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。	・特定関連会社の資本のうち、公営企業型地方 独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持 分とする。	
連結財 務書類 の位置 付け	①独立行政法人が行う出資等は、法人の設立目 的を達成するために業務として行われるもので あり、独立行政法人と関係法人の間に必ずしも 支配従属関係が認められるわけではないが、独 立行政法人と関係法人を公的な資金が供給され ている一つの会計主体とみなして、公的な主体 としての説明責任を果たす観点から、連結財務 諸表の作成、開示を行うもの。 ②このような観点から作成される連結財務諸表 は、公的な資金がどのように使用されているか を示すことを主たる目的としており、独立行政 法人の評価は、個別財務諸表により行われる必 要。	①国立大学法人等が行う出資等は、法人の設立 目的を達成するために業務として行われるもの であり、国立大学法人等と関係法人の間に必ず しも支配従属関係が認められるわけではな いが、国立大学法人等と関係法人を公的な資金が 供給されている一つの会計主体とみなして、公 的な主体としての説明責任を果たす観点から、 連結財務諸表の作成、開示を行うもの。 ②このような観点から作成される連結財務諸表 は、公的な資金がどのように使用されているか を示すことを主たる目的としており、国立大学 法人等の評価は、個別財務諸表により行われる 必要。	①地方独立行政法人が行う出資等は、法人の設 立目的を達成するために業務として行われるも のであり、地方独立行政法人と関係法人の間に 必ずしも支配従属関係が認められるわけではな いが、地方独立行政法人と関係法人を公的な資 金が供給されている一つの会計主体とみなし て、公的な主体としての説明責任を果たす観点 から、連結財務諸表の作成、開示を行うもの。 ②このような観点から作成される連結財務諸表 は、公的な資金がどのように使用されているか を示すことを主たる目的としており、地方独立 行政法人の評価は、個別財務諸表により行われ る必要。	①公営企業型地方独立行政法人が行う出資等 は、法人の設立目的を達成するために業務とし て行われるものであり、公営企業型地方独立行 政法人と関係法人の間に必ずしも支配従属関係 が認められるわけではないが、公営企業型地方 独立行政法人と関係法人を公的な資金が供給さ れている一つの会計主体とみなして、公的な主 体としての説明責任を果たす観点から、連結財 務諸表の作成、開示を行うもの。 ②このような観点から作成される連結財務諸表 は、公的な資金がどのように使用されているか を示すことを主たる目的としており、公営企業 型地方独立行政法人の評価は、個別財務諸表に より行われる必要。	